

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日(火)

社会・援護局
地域福祉課
消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)

頁

1 緊急経済対策における取り組みについて	1
2 生活福祉資金貸付制度について	7
3 ホームレス対策等について	11
4 地域福祉の推進等について	16
5 民生委員・児童委員活動の推進について	22
6 消費生活協同組合の指導・監督について	24

(連絡事項)

1 全国民生委員児童委員大会について	28
2 全国ボランティアフェスティバルについて	28
3 隣保館運営事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	28

(参考資料)

1 平成22年度地域福祉課予算(案)の概要	29
2 生活福祉資金の貸付実績等	30
3 都道府県別のホームレス数	36
4 ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移	37
5 安心生活創造事業について	38
6 日常生活自立支援事業について	63
7 地域福祉計画について	79
8 民生委員・児童委員の選任について他	91
9 「共済事業向けの総合的な監督指針」の改正案について	107
10 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案の概要について	116

重 点 事 项

1 緊急経済対策における取り組みについて

平成21年度補正予算額:700億円

いずれの事業も補助率 国10/10

緊急雇用創出事業臨時特例交付金

都道府県で 基金の積み増し

住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給

【要件】 離職後2年以内であって、常用就職等の意欲のある者（収入、預貯金が一定額以下）

【支給】 上限額は、地域ごとに設定。支給期間は、最長6ヶ月（更に3ヶ月の支給延長可能）

※平成21年度中に、利用者にとって使いやすい制度にするために、収入要件の緩和等の運用改善を図る。

ホームレス対策事業

ホームレス等の自立を支援するため、次の取組を実施

○ホームレス緊急一時宿泊事業（既存建築物の借り上げにより、緊急一時的な宿泊場所の提供等）

○ホームレス総合相談推進事業（巡回相談活動等の実施）

○ホームレス自立支援事業（自立支援センターにおける生活指導、職業相談等の実施） 等

公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者（主として単身世帯）に対し、いち早く安価で安定した住居を提供するため、地方自治体が公営住宅（複数世帯）の空き家に間仕切り工事を行い、居住場所を確保

〈具体的なイメージ〉

自治体が公営住宅の各部屋ごとにドア、鍵等を設置したり、部屋と部屋の間パーテーション等により間仕切りを行う費用を補助

生活福祉資金貸付事業における市町村社協の相談体制の充実を含む。

就労支援事業の強化等

福祉事務所に就労支援員を増配置するなど福祉事務所等の離職者に対する支援体制を充実

基金で事業を実施するため、
1 年度が替わっても切れ目のない事業実施が可能
2 ニーズに応じて、迅速な事業実施が可能（国の交付決定不要）

生活福祉資金貸付事業における今後の課題

【生活福祉資金貸付事業の目的】

- 最終的に借受人が安定した生活、自立した生活を送れるようになること

そのためには

単に資金の貸付のみではなく、貸付のときから、個々の事情を十分に把握するとともに、貸付後も継続的に支援していくことが必要

相談者個々の状況に応じて、関係機関と連携した支援が必要（特に離職者に対しては、第2のセーフティネット、その他の雇用施策も含めた支援が必要）

【課題①】

社会福祉協議会の相談支援体制の充実が必要

【課題②】

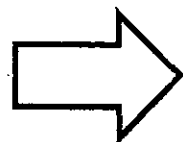
社会福祉協議会と自治体、ハローワーク等の関係機関との連携の充実が必要

平成21年度第2次補正予算により造成する基金を活用し、市町村社協の相談体制の充実を図っていただきたい。

関係機関との日頃からの連携を深めるとともに、「生活福祉・就労支援協議会」等に参加いただき、こうした協議の場の積極的な活用を図っていただきたい。

平成22年度における生活福祉資金貸付事業の財源について

貸付原資

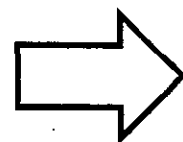


セーフティネット支援対策等事業費補助金
(補助率)国2/3 都道府県1/3

※ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、
国 3/4 、 都道府県・指定都市 1/4

平成21年度第2次補正予算

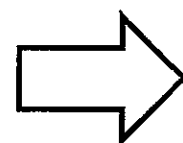
市町村社協等における相談員
の配置、活動に要する経費



緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)

(補助率)国10/10

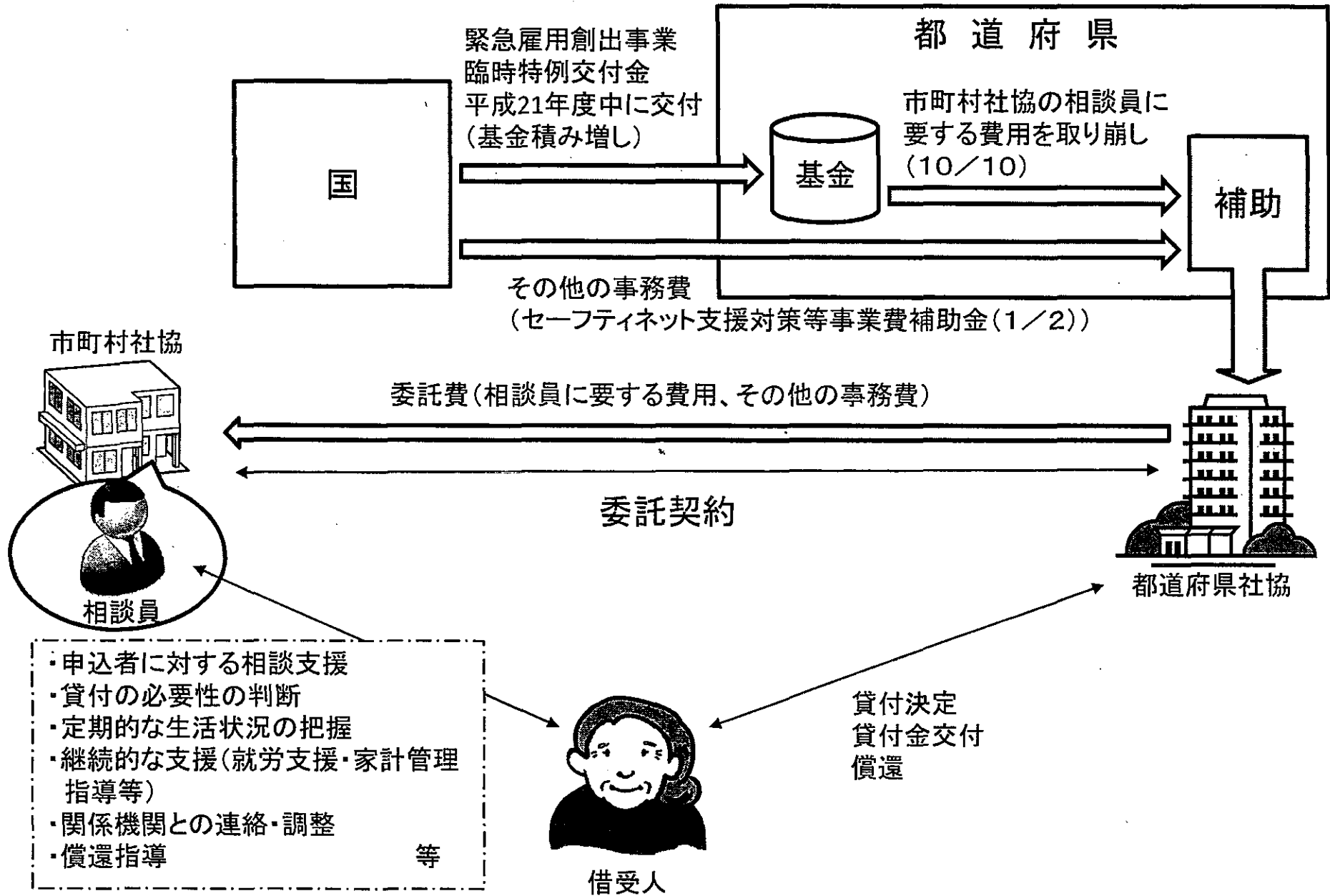
その他の事務費



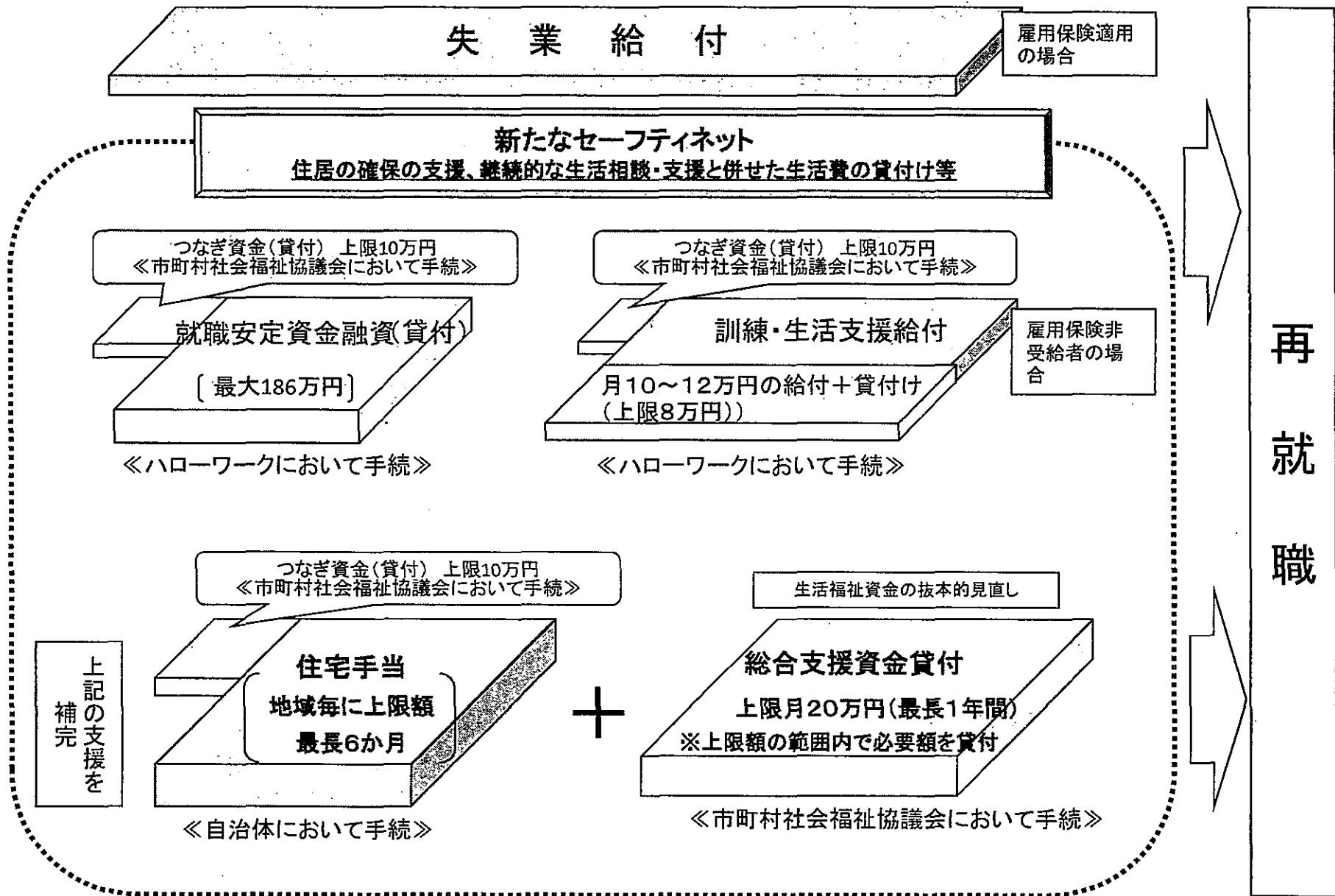
セーフティネット支援対策等事業費補助金

(補助率)国1/2 都道府県1/2

平成22年度生活福祉資金貸付事業における事務費の補助の流れ



新たなセーフティネットの構築



ホームレス対策事業について

現下の経済雇用状況に応じた事業の実施

経済雇用情勢の変化等により、今後、ホームレス、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方々が増加することも考えられるところ。また、以前からホームレス状態にある方々の取り巻く状況が悪化することも考えられるところ。



各自治体におけるホームレス数の状況等について、常に直近の状況を把握することに努めるとともに、ホームレス対策実施自治体はもとより、ホームレス対策未実施自治体においても、積極的にホームレス対策事業を実施されるようお願いしたい。(平成20年度実施自治体 33自治体 →平成21年度実施自治体 50自治体)

地域の状況に応じた柔軟な対応

ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)については、空き旅館、社員寮等の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を図られるよう、お願いしたい。(平成20年度実施自治体 3自治体 → 平成21年実施自治体 28自治体(平成21年10月末時点、国庫補助協議分))

ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、施策の効果を継続的に把握するために、毎年実施することとしており、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある(実施自治体:42%減、未実施自治体:8%減)。

対策実施自治体

H15.1調査 21,887人 ⇔ H21.1調査12,631人

対策未実施自治体

H15.1調査 3,409人 ⇔ H21.1調査3,128人

ホームレス対策事業の実施を積極的に御検討いただくよう、お願いしたい。

平成21年度第2次補正予算

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に計上(補助率10/10)。平成21年度中に交付予定。

2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の役割・趣旨について

生活福祉資金貸付制度（以下「本貸付制度」という。）は低所得世帯等の経済的自立等を目的とし、資金の貸付と生活の支援を行う制度として制度発足から50年以上にわたり一定の役割を果たしてきたところであるが、平成20年の世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化しており、本貸付制度がこうした方々の生活支援に対応できるよう、昨年10月に総合支援資金の創設、連帯保証人要件の緩和等の制度見直しを行ったところである。

昨年10月以降の総合支援資金貸付の実績を見ると、10月～12月の3ヶ月で貸付決定者数が約7,300人、貸付決定金額が約62.2億円であり、見直し前に比べ著しく増加しているところである。

【総合支援資金の貸付決定状況】

	貸付決定者数（人）	貸付決定金額（千円）
累 計	11,177	9,400,321
平成22年 1月	3,853	3,179,422
平成21年12月	3,972	3,309,749
平成21年11月	2,469	2,112,253
平成21年10月	883	798,895

各都道府県社会福祉協議会をはじめとした関係機関のご協力により、多くの方に活用いただいている状況であるが、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、なお一層の活用が求められているところである。

(2) 制度の体制強化等について

本貸付制度は、相談支援とあわせて必要な資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援する制度であり、そのためには、借受世帯及び借受を希望する世帯に対しては、貸付に当たり個別の資金ニーズを把握できるよう丁寧な相談を行うこと、また、

民生委員による相談・支援や社会福祉協議会による貸付決定から償還までの継続的な支援を行うことが重要である。

特に新たに創設された総合支援資金は、現に生活に困窮している者が自立するまでの間の生活費等の貸付を行うものであり、貸付に当たり丁寧に個別の事情等を聞いた上で可能な限り迅速に貸付決定を行うこと、多くの課題を抱えている借受人に対し自立に向けて丁寧に支援を行うことが、借受世帯の自立、貸付金の償還の確保等を図る上でとりわけ重要である。

他方、昨年10月の見直し以降、貸付に係る相談者、借受世帯は急増しており、本貸付事業の目的を達成するためには、社会福祉協議会の実施体制の充実が不可欠であり、特に、入口の相談支援、借受世帯に対する自立に向けた支援を行う市区町村社会福祉協議会の相談体制を整備・充実させることが重要である。

こうしたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により各都道府県の基金を積み増し、市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に充てられることとしている（補助率：国10/10）ので、積極的に活用いただき、必要な相談体制の整備をお願いしたい。

【想定される基金の対象経費】

- ① 相談員を市町村社協に配置する場合の person 費
- ② 相談員を都道府県社協に配置し、市町村社協に派遣、巡回等を行う場合の相談員の person 費
- ③ 上記①、②の相談員の活動費（旅費、庁費等） 等

また、上記以外の事務費についても、実施主体である都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な経費について、従前どおりセーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率：国1/2、都道府県1/2）により補助する予定であるので、各都道府県におかれても所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 関係機関との連携について

現在の厳しい雇用状況に対応するため、ハローワークを窓口として、就職安定資金融資事業をはじめとして離職者等を支援するための様々な雇用施策が行われているところであり、また、自治体においても求職中の離職者に対する住宅手当制度を昨年10月より実施しているところである。こうした雇用施策や住宅手当と本貸付制度がいわゆる「第2のセーフティネット」として離職者を適切に支援するためには、社会福祉協議会、自治体、ハローワークにおけるそれぞれの連携を密にし、相談に来た離職者を適切な施策につなぐとともに、必要に応じて各機関が互いに連携・調整を行いながら支援をしていくことが必要である。

今般、都道府県レベル及び地域レベルで関係する機関が具体的な連携のあり方を協議・調整する場として、「生活福祉・就労支援協議会」を設けることとしており、こうした協議会への積極的に参加いただくとともに、日頃からの連携を深めていただくようお願いしたい。

また、一方で、多重債務者に対する支援については、利用者等が抱えている債務の整理等を行う弁護士会、司法書士会、法テラス、消費者相談を行う消費生活センター等様々な関係機関と連携して支援を行う必要がある。多重債務問題については、各都道府県に関係機関が参加し、連携して支援を行うための多重債務者対策本部等が設置されているところであり、こうした連携の仕組みの中に都道府県社会福祉協議会が参加することも重要である。

このように様々な課題を抱える低所得者の自立を支援するためには、福祉関係機関との連携のみならず、様々な機関との連携が重要であり、各都道府県におかれては、関係機関との連携に当たり、都道府県社会福祉協議会に対する必要な支援をお願いしたい。

(4) 生活福祉資金貸付制度の積極的な広報について

低所得者等が必要に応じて本貸付制度を活用でき、本貸付制度が低所得者等のセーフティネットとして十分に機能するためには、さらに積極的な周知等を行うことが求められている。そのため、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会と十分な連携・調整を図った上で、例えば、公共の場でのポスターの掲示、ビラの配布、行政の広報、マスメディア等の活用等による本貸付制度の積極的な周知・広報をお願いしたい。

また、広報・周知を行うに当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についてもご検討いただきたい。

(5) 生活福祉資金会計準則等の見直しについて

昨年10月の見直しに伴い、生活福祉資金会計準則等についても見直しが必要であることから、この機に全面的な見直しを行い、平成22年4月より施行することとしている。今回の見直しにあたっては、社会福祉法人会計基準に則った形で行うこととし、新しい会計準則等においては、生活福祉資金貸付事業について社会福祉法人会計基準を補完するものとして設けることとしている。施行にあたっては、経過措置を設けることとしており、円滑に移行できるようご協力いただきたい。

また、本貸付制度は、公的な資金を活用して資金の貸付を行う制度であり、不適正な資金管理や経理が行われた場合、それにより制度全体の信頼を損ねることにもなることから、各都道府県におかれても各都道府県社会福祉協議会において適正な資金管理等が行われるよう、引き続きご指導いただきたい。

(6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金について

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付については、平成19年度に創設され、3年に1度、担保となっている居住用不動産の再評価を行うこととしている。この再評価については、不動産鑑定士に依頼を行うこととし、その費用負担については、各都道府県社会福祉協議会が負担（貸付当初の費用負担は、福祉事務所）することとしている。

平成22年度は、事業創設以降3年が経過する最初の年度であり、再評価の事例も生じることとなるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会に再評価件数の見込を聴取した上で、その事務費にかかる所要の財政措置について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本費用についてもセーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率：国1/2、都道府県1/2）により補助する予定であるので、ご活用いただきたい。

3 ホームレス対策等について

(1) 平成22年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成22年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

(2) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）等について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の増加に対応するため、ホームレス対策の拡充が求められているところである。

このため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、緊急的に貧困・困窮者の支援を強化するため、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を行うこととしている。

具体的には、

①空き社員寮、簡易宿泊所等の借上方式による緊急一時宿泊施設の増設

②施設利用者や退所者に対する生活指導、安否確認などのきめ細やかな相談支援を行う相談員の配置

③ホームレス自立支援センターの設置・運営

などに要する経費を平成21年度第2次補正予算において「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に計上したところである。

これにより平成22年度予算との間がつながれ、国における交付決定手続きが不要となることから、自治体において、迅速で切れ目のない事業実施が可能となり、より機動的で効果的な支援対策が期待できるところである。

これまでホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス

対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

	平成20年度	平成21年度
ホームレス対策実施自治体	33自治体	50自治体
ホームレス緊急一時宿泊事業実施自治体 (平成21年10月末時点、国庫補助協議分)	3自治体	28自治体

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成22年度予算においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：42%減、未実施自治体：8%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

	平成15年調査	平成21年調査
ホームレス対策 <u>実施</u> 自治体のホームレス数	21,887人	12,631人
ホームレス対策 <u>未実施</u> 自治体のホームレス数	3,409人	3,128人

地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成22年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

・隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

・隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

(ア) 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細

やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

(ウ) 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。

(エ) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日厚生労働事務次官通知)を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

(オ) 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書等を踏まえ、内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置され、今後、政府としてアイヌ施策の推進に取り組むこととしているので、ご理解、ご協力をいただきたい。

ウ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成22年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村等に対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

4 地域福祉の推進等について

(1) 地域福祉の推進について

ア 「新しい公共」の仕組みの構築について

これまで公的な福祉サービスは高齢者や障害者といった分野別に発展してきたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、公的サービスと併せて、住民相互が地域で支え合う「新しい公共」の仕組みを構築する必要がある。そのため、先般、厚生労働省社会・援護局に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置し、平成20年3月末に報告書が取りまとめられたところである。

報告書では、

- ・公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題
- ・公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題
- ・社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題 等

多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策として位置づける必要性が指摘されている。その上で、住民と行政が協働して、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るため、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）が、地域福祉活動の基盤を整備する等の環境整備をすること、縦割りの制度を横につなぐための取組みを行うこと等の必要性が指摘されている。

また、特に、以下が基本となる条件であり、国や自治体はそのための支援を行うことが必要であると指摘されている。

- ・地域の生活課題発見のための方策があること
- ・市町村の中に適切な圏域が設定され、そこに情報共有の仕組みと住民がいつでも使える常設の拠点があること
- ・住民の活動を支援するコーディネーターがいること
- ・資金が確保されていること

全国の各地域における「新しい公共」の仕組みの構築に向けた積極的な取組

みを期待したい。

イ 総合的な相談支援体制の構築について

地域福祉の推進に当たっては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにすることが重要である。

このため、地域住民が抱える様々な課題を総合的に受け止める相談体制の整備、高齢者、障害者、児童その他支援を要する様々な人々に対する各種の支援施策を所管する自治体内の関係部局や各種専門機関、関係団体等が横断的に連携し総合的な支援を提供する体制の整備、公的なサービスのみならず、地域住民やボランティア等によるインフォーマルなサービスとの連携等を通じて、支援が必要な人に必要な支援が総合的かつ効率良く提供されるよう、各自治体の実情に応じた体制整備やサービスの運用改善に積極的に取り組まれない。

(2) 平成22年度予算(案)について

ア 地域福祉推進等特別支援事業の活用等について

本事業は、前述したような地域社会における今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等に対する支援や住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置、地域福祉活動の拠点づくり等地域福祉活動の活性化等を支援する事業、個別ケースに対応できる事業規模などを含め柔軟に活用できる補助金であるので、各自治体の実情に応じた課題の解決に向けて積極的に活用されたい。

(参考)

〈先駆的・試行的取組みのイメージ例〉

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取組み
- ・ 企業・大学・研究機関等と連携した地域再生の取組み
- ・ 若年者を含めた孤立死、虐待等の予防に向けた取組み
- ・ 慢性疾患をもち急迫状況にある単身者への「見守り」・「買い物」支援の取組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取組み

さらに、平成22年度における本事業の見直しについて、平成20年度に創設した「社会福祉推進費補助金」は、「地域福祉等推進特別支援事業」と事業内容や目的は異なるものの、地域福祉の推進を含め、社会福祉全般（福祉基盤の確保、低所得者対策等）の推進について、各地域の実情を踏まえた取組み又は民間法人の取組を支援していくという点には共通していることから、平成22年度より、次のとおり「地域福祉等推進特別支援事業」に統合することとしたところである。なお、今後、正式な協議通知や要綱等をお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

【参考：地域福祉推進関係施策の整理統合案について】

現 行

平成22年度

(項) 地域福祉推進費
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

①「地域福祉等推進特別支援事業」
(1) 地域の課題解決のための先駆的・試行的取組 (実施主体)
○都道府県・指定都市・市区町村 (委託可)
○都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (社会福祉法人、NPO等)

(補助率)
○国1/2、県 (指定都市、市区町村) 1/2
○都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (国1/2、県 (指定都市、市区町村) 1/2)

(2) 地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組
(実施主体) 市区町村 (委託可)
(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4

(項) 地域福祉推進費
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

①「地域福祉等推進特別支援事業」
(1) 地域の課題解決のための先駆的・試行的取組 (実施主体)
○都道府県・指定都市・市区町村 (委託可)
○都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (社会福祉法人、NPO等)
○厚生労働大臣が特に認める団体 (社会福祉法人、特定非営利活動法人等)

(補助率)
○国1/2、県 (指定都市、市区町村) 1/2
○都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体 (国1/2、県 (指定都市、市区町村) 1/2)
○厚生労働大臣が特に認める団体 (国1.0、1.0)

(2) 地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組
(実施主体) 市区町村 (委託可)
(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4

(項) 社会福祉諸費
(目) 社会福祉推進費補助金※

②「社会福祉推進費」(総務課所管)
(実施主体) 都道府県、市区町村、社会福祉法人等
(補助率) 定額

※上記、先駆的・試行的取組に統合

イ 安心生活創造事業の推進について

本事業は、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村（現在52カ所）が、事業の3原則を前提として、若年者を含めた一人暮らし世帯等へのもれない「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行い、住民、ボランティア等が行政と協働して支える「新しい公共」の普及・促進を図るモデル事業である。

<事業の3原則>

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

本事業は、大都市部や限界集落を抱える町村など、多様な規模の市町村において、本年度より取組みを始めたところであり、有識者会議による事業効果の検証を実施しながら、成功事例を創出し、その成功事例を全国に普及することで全国の地域が抱える課題に対応する優良事例が全国に広がり、各市町村の自立した地域福祉の定着に資するものと考えている（本事業の概要及び優良事例（宮崎県美郷町、神奈川県横浜市、埼玉県行田市、千葉県鴨川市、長野県駒ヶ根市）については、参考資料を参照されたい）。

なお、後日、平成22年度地域福祉推進市町村の追加協議を募集するので、実施協議又は管内市町村への周知についてご協力願いたい。

ウ 日常生活自立支援事業の拡充について

今後、認知症高齢者の増加や、精神障害者や知的障害者の地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の普及は喫緊の課題である。本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、前述の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）においても指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の相談窓口である基

幹的社会福祉協議会等の増設を図ってきたところであり、平成22年度予算案においては、783全ての市部に窓口を整備するための予算を確保することとしている(178箇所増)。また、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結に至らない相談業務や成年後見制度の利用支援業務についても適切に支援することとし、平成22年度予算案において、これらに必要な費用を計上しているところである(見直し内容については参考資料を参照されたい)。

都道府県・指定都市におかれても、本事業の重要性を考慮いただき、基幹的社会福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置等について積極的に対応願いたい。

(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉計画等」という)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉を推進するに当たり極めて重要な計画となる。未策定の自治体については積極的に策定されたい。

地域福祉計画等の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度も実施することとしているので、ご協力願いたい。また、当該調査の結果については公表することとしているので了知されたい。

なお、地域福祉計画等の策定の手続きのうち、住民等の意見を反映するための措置及び公表については、社会福祉法において義務付けられているが、地方分権改革推進委員会の第三次勧告を踏まえ、今後、努力義務に改めることを検討しているので了知されたい。

(4) 社会福祉協議会との連携、支援等について

近年、地域では、少子高齢化や核家族が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となっているが、地域における多様な課題や相談支援に対応していくためには、行政のみでは限界がある。これらの課題に対する取組みを行政と住民やボランティア等が連携して対応する地域福祉活動は、今後、極めて重要であり、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の役割は、今後ますます重要になるので、各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動の一層の促進をお願いしたい。

なお、平成22年度地方交付税単位費用(単独分)における以下の事業について

は、増額が図られる予定であるので、各自治体においては、社会福祉協議会に対する財政支援についても強化願いたい。

○ 都道府県分

社会福祉諸費

(細目) 社会福祉事業費

(細節) 社会福祉事業指導啓発費

- ・ 福祉活動指導員設置事業費

(年額) 21,800千円 → 22,760千円

○ 市町村分

社会福祉費

(細目) 社会福祉事業費

(細節) 社会福祉共通費

- ・ 福祉活動専門員設置事業費

(年額) 3,768千円 → 6,720千円

また、市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしていたところであるが、先般、一部の社会福祉協議会において、基本的人権への配慮に欠けた取扱いが確認されたところであり、不適切な事例が発生したことは、誠に遺憾である。不適切な取扱いがあった社会福祉協議会については、全国社会福祉協議会より全て改善が図られたとの報告を受けているところであるが、今後、再発することのないよう引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

5 民生委員・児童委員活動の推進について

少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割はますます大きくなっているところである。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであるが、民生委員推薦会及び地方社会福祉審議会での審査並びに再任者の審査に係る手続きの負担の軽減等を目的として、選任要領を改正するのので了知されたい（見直し内容については、参考資料を確認されたい）。

また、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえ、民生委員法及びそれに関連する通知の改正を検討しているのので了知されたい。具体的には、民生委員推薦会について、市町村長の裁量で、市町村内の適切な圏域に複数設置及び地域の実情に応じた推薦会委員の構成と人数とすることを可能とするとともに、地方社会福祉審議会について、都道府県知事の裁量で、特に必要な場合のみ、意見聴取をすることを可能とすることを検討している。

さらに、地方分権改革推進委員会の第三次勧告を踏まえ、民生委員・児童委員に対する指導訓練計画の樹立義務の廃止についても検討しているのので了知されたい。

なお、最近、民生委員・児童委員による不祥事が度々報告されているところであるが、民生委員・児童委員が住民の生活相談に応じる等、社会福祉の増進や児童の健全な育成を推進する役割を担っていることに鑑みると誠に遺憾である。このような不祥事が再発することのないよう、都道府県・指定都市が実施する民生委員・児童委員研修等の場を通じて、各民生委員・児童委員が、その立場や役割等を十分に認識し、それぞれの職務に真摯に取り組むよう、周知徹底されたい。

また、民生委員・児童委員が保管している個人情報を紛失するという事件も度々報告されているところであるが、民生委員・児童委員活動は、守秘義務を前提として、市町村から必要な住民の個人情報の提供を受けて職務に当たるため、民生委員・児童委員が提供を受けた個人情報の管理についても改めて周知徹底されたい。ただし、個人情報保護に関する過剰反応の問題が生じないよう、活動に必要な情報は適切に提供することなどについて併せて留意願いたい。

各都道府県・指定都市・中核市においても、引き続き、民生委員・児童委員の方々の活動しやすい体制づくりにご尽力いただくとともに、管内市町村に対しても、必要な助言等を行われたい。

消費生活協同組合の監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適切であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

今後のスケジュール

【健全性の基準】

- ・ 平成22年1月29日 厚生労働省の健全性の基準及び支払余力比率の計算方法に係る省令及び告示の公布
- ・ 平成22年3月期末決算から 支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算（※）から 参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算（※）から 早期是正措置の指標として適用

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

（※）導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

- ① 健全性の基準については、平成22年3月期決算に向けて、厚生労働省が定めた所管組合に対する健全性の基準を参考として、都道府県としての当該基準を定める必要。
- ② 所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう適切な指導・監督を行う必要。

(1) 改正法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るため必要な規制が整備されたところであり、都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）を改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年1月29日に公布したところである。都道府県においては、厚生労働省が定める所管組合に対する健全性の基準を参考として、行政庁としての健全性の基準を定めることをお願いしたい。

また、健全性の基準については、本件の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本件により定められた計算方法による支払余力比率を算出することとなるが、契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、

- ・ 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用することを基本とすることとした。

(2) 保険法の施行について

平成22年4月1日より、保険契約締結時に際しての告知、保険金給付の履行期等に関して保険契約者等の保護を図るため、保険契約における関係者の権利や義務等について規定された保険法（平成20年法律第56号）が施行されることとなった。組合の行う共済契約も保険法の適用対象となったことから、保険法の規定に沿った実施

が求められ、共済事業規約の整備が必要となる。

保険法においては、共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような内容になっていないかや、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、保険法に沿った共済事業規約の改定が行われているかに留意して、保険法の施行日までに所管組合の共済事業規約の認可を行っていただくことが必要となるので、御了知願いたい。

併せて、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け社援発第0331005号厚生労働省社会・援護局長通知）についても所要の改正を予定しているので、御了知願いたい。（改正案については参考資料9を参照）

（3）健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合における経営の健全化
- ② 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合における組合及び組合員管理の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ⑤ 架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ⑥ 役員等の就任に当たっての適正な手続の徹底

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令通知に則り、適正に審査を行ったうえ、ご判断願いたい。

（4）政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(5) その他

① 平成22年度予算(案)について

平成22年度予算(案)においては、21年度に引き続き、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」(補助率1/2)を実施していることとしているので、本事業の積極的な取組みを願いたい。

② 消費生活協同組合(連合会)実態調査について

平成21年度調査については、先般、「平成21年度「消費生活協同組合(連合会)実態調査」の実施について」(平成21年12月7日付け社援発第1207第2号厚生労働省社会・援護局長通知)により依頼させていただいたところであるので、ご協力願いたい。

また、今回の調査は、改正法の趣旨を踏まえて、その内容について大幅な見直しを行ったとともに、調査方法についても各都道府県の負担軽減の観点等から、見直しを行ったところである。このため、各都道府県所管の組合の調査票についても、厚生労働省において一括して回収し、調査終了後、5月を目途に、当該データを送付し、調査結果を公表することとしているので、所管組合に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成22年度の調査実施にあたっては、各都道府県のご協力を願いたい。

③ 生協法施行規則の一部改正について

今般、生協法施行規則において、決算関係書類等の記載事項の追加等の一部改正を予定しており、施行は、平成22年4月1日の予定である(一部、経過措置として、平成22年4月1日以降に開始する事業年度分から適用)ので御了知願いたい。(改正案については、現在、パブリックコメント中であり、改正の概要については、参考資料10のとおりである。)

項 事 絡 連

1 全国民生委員児童委員大会について

平成22年度の全国民生委員児童委員大会は、島根県において開催することとしているので、ご了解願うとともに、管内市町村等への周知をお願いする。

平成22年度第79回全国民生委員児童委員大会

開催日：10月28日（木）～29日（金）

会場：くにびきメッセ（松江市） 他

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成22年度の全国ボランティアフェスティバルは、広島県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いする。

第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま

開催日：9月25日（土）～26日（日）

会場：広島国際会議場（広島市） 他

3 隣保館運営事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

隣保館運営事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、隣保館運営事業関係者であって、永年その業務に精励し、功績が著しいと認められる者に対し、5年毎に実施しているところであり、各府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等のご協力をお願いしているところである。平成22年度の大員表彰実施要領等については、後日通知する予定であるのでご了解願いたい。

参 考 资 料

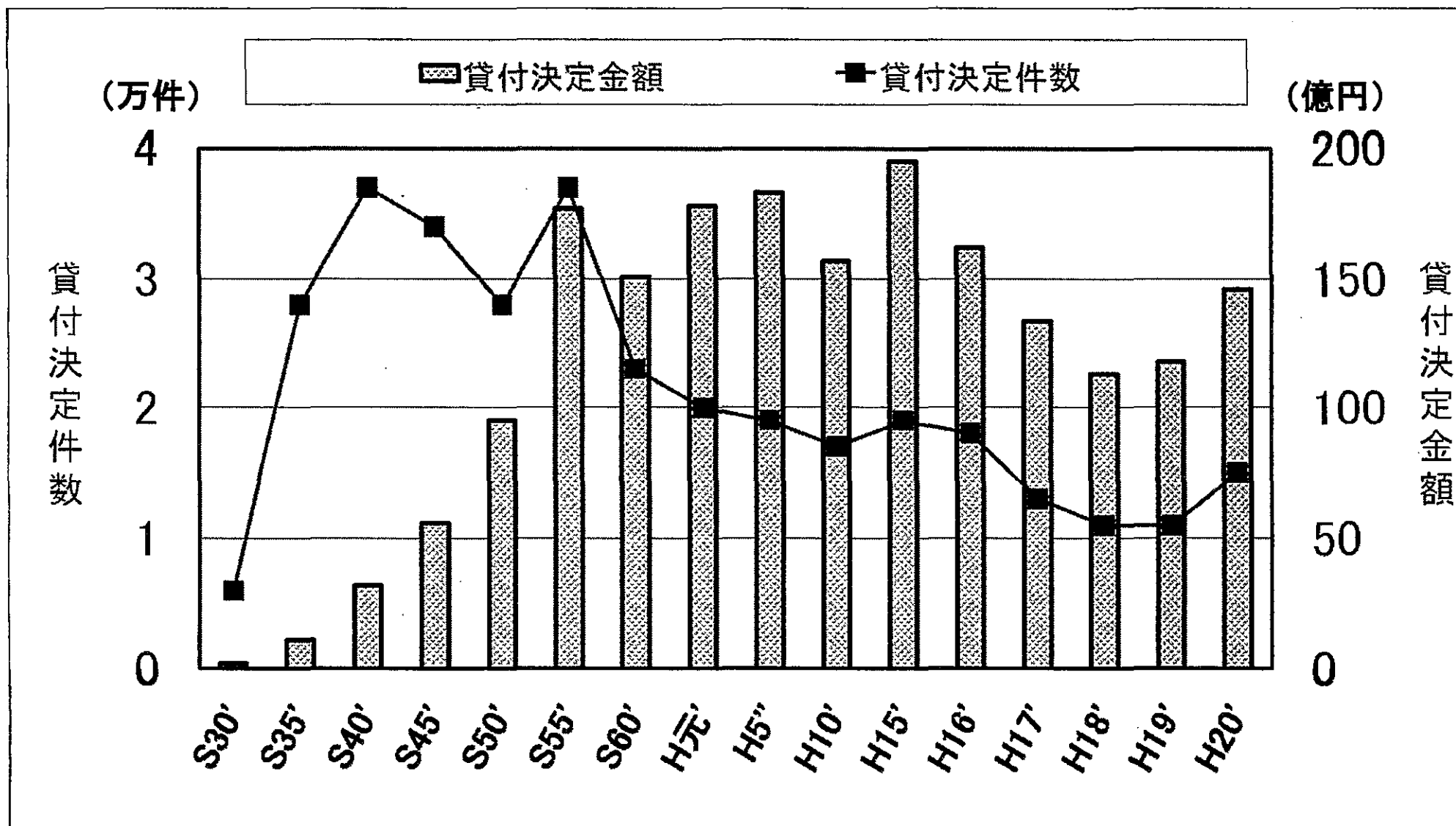
1 平成22年度地域福祉課予算(案)の概要

(地域福祉課)

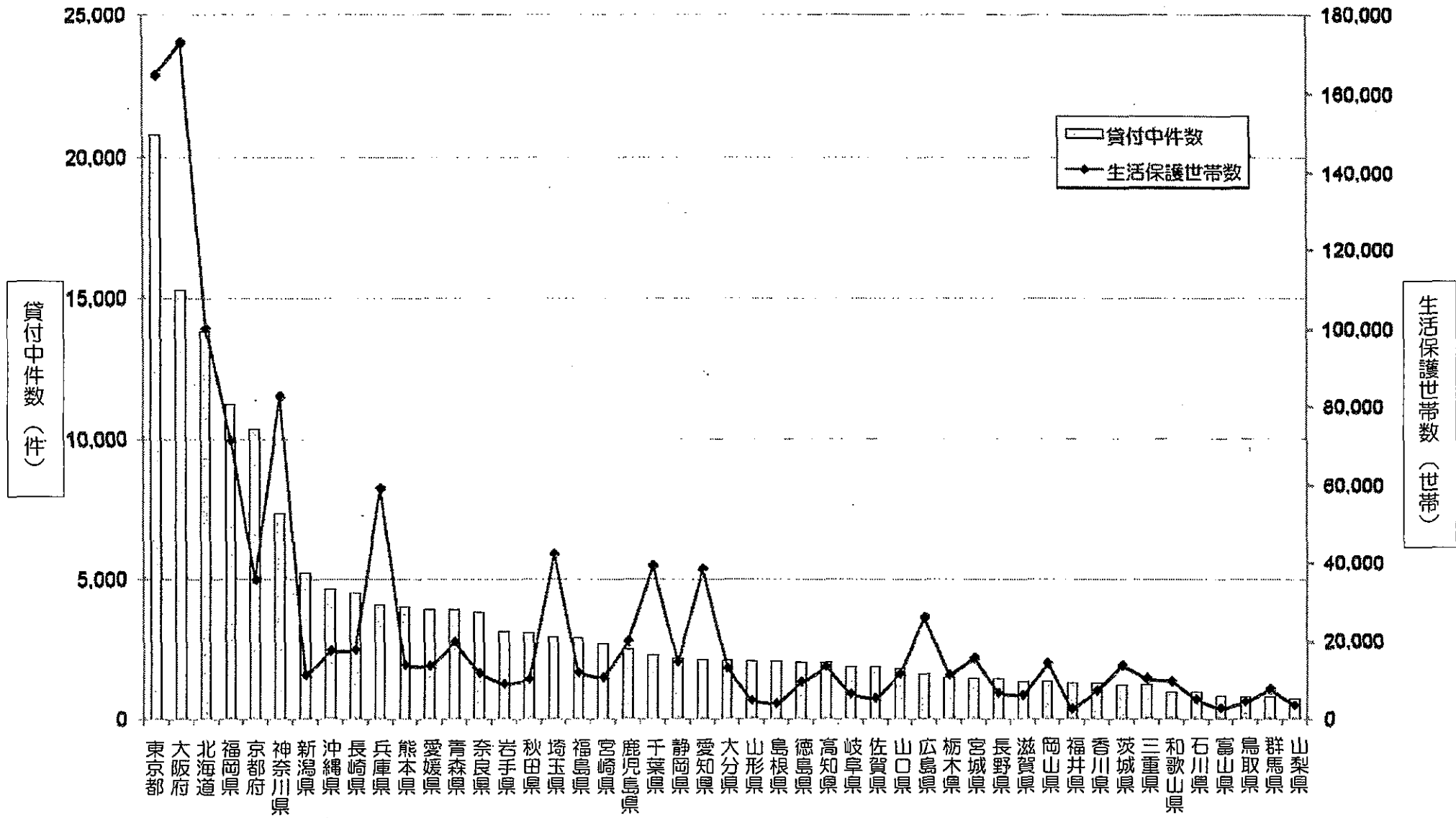
事 項	平成21年	平成22年	差 引 増 △ 減 額	備 考
	予 算 額	予 算 額(案)		
	千円	千円	千円	
1 地域福祉の増進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セーフティネット支援対策等 事業費補助金」 平成22年度予算額(案): 24,000百万円の内数 として要求 </div>			○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 事業追加等 1 日常生活自立支援事業の拡充整備 ・ 市町村での相談窓口となる基幹的社協の増(全市に整備) 2 地域福祉推進特別支援事業の充実 ・ NPO法人等一部の団体について、補助率を引上げ(補助率10/10を創設)
2 ホームレス対策				○ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金(平成21年度第2次補正予算(案):700億円の内数)により、各都道府県に基金を設け、以下を実施 1 ホームレス対策事業の充実 ・ 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の設置推進 ・ 緊急一時宿泊施設利用者等に対する相談体制の充実 ・ 既存事業の拡充(補助率:10/10) 2 生活福祉資金貸付事業における相談体制の充実 貸付の窓口となる市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実
3 地方改善事業関係	6,713,308	6,138,435	▲ 574,873	
(1)地方改善施設整備費	1,428,000	1,104,000	▲ 324,000	
(2)地方改善事業費	5,285,308	5,034,435	▲ 250,873	
4 全国社会福祉協議会活動の推進	113,154	90,442	▲ 22,712	・ ボランティアセンターに対する支援 ・ 民生委員に対する情報支援 等
5 消費生活協同組合運営状況調査に係る経費	6,045	6,050	5	
6 ホームレス全国概数調査に係る経費	22,843	22,834	▲ 9	
7 その他(旧本省費等)	16,222	60,014	43,792	・ 民生委員の一斉改選に対応
合 計	6,871,572	6,317,775	▲ 553,797	

2 生活福祉資金の貸付実績等

(1) 生活福祉資金貸付決定状況の推移



(2) 都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の関係(平成20年度末)



(4) 平成20年度 生活福祉資金 貸付決定件数及び金額

(単位：件)

(単位：千円)

NO.	都道府県	貸付決定件数	貸付決定金額
1	北海道	1,056	921,400
2	青森県	193	267,708
3	岩手県	482	437,833
4	宮城県	92	115,550
5	秋田県	302	321,147
6	山形県	246	262,580
7	福島県	353	172,753
8	茨城県	207	172,399
9	栃木県	106	129,579
10	群馬県	75	103,002
11	埼玉県	113	254,418
12	千葉県	362	413,590
13	東京都	2,076	2,366,764
14	神奈川県	481	438,865
15	新潟県	463	203,342
16	富山県	82	29,282
17	石川県	168	81,148
18	福井県	94	58,648
19	山梨県	12	7,826
20	長野県	322	168,480
21	岐阜県	213	118,106
22	静岡県	153	133,191
23	愛知県	327	268,760
24	三重県	168	151,222
25	滋賀県	136	167,376
26	京都府	883	506,766
27	大阪府	2,093	2,786,530
28	兵庫県	584	585,403
29	奈良県	446	341,002
30	和歌山県	15	67,569
31	鳥取県	25	21,288
32	島根県	131	110,233
33	岡山県	63	50,488
34	広島県	188	222,573
35	山口県	76	51,904
36	徳島県	89	146,197
37	香川県	27	36,966
38	愛媛県	156	128,471
39	高知県	67	79,512
40	福岡県	575	688,576
41	佐賀県	9	8,339
42	長崎県	528	376,486
43	熊本県	65	73,207
44	大分県	116	103,774
45	宮崎県	93	104,037
46	鹿児島県	93	98,169
47	沖縄県	261	209,543
合 計		14,865	14,562,002

(5) 総合支援資金貸付決定状況【速報値】

No.	都道府県名	貸付決定者数(人)				累計貸付決定額 (千円)	
		(累計)	H21.10月	H21.11月	H21.12月		H22.1月
1	北海道	369	38	80	122	129	277,010
2	青森県	61	2	17	16	26	40,604
3	岩手県	121	12	16	45	48	139,623
4	宮城県	62	0	10	22	30	36,817
5	秋田県	96	16	18	22	40	94,955
6	山形県	63	6	14	21	22	37,548
7	福島県	210	20	43	80	67	156,715
8	茨城県	93	0	19	28	46	102,607
9	栃木県	115	12	24	40	39	136,149
10	群馬県	92	11	16	30	35	58,268
11	埼玉県	403	2	77	135	189	290,830
12	千葉県	528	34	59	227	208	477,758
13	東京都	1,225	0	302	439	484	996,382
14	神奈川県	404	11	76	123	194	275,573
15	新潟県	114	8	19	42	45	93,749
16	富山県	77	20	19	20	18	42,226
17	石川県	147	12	30	48	57	153,245
18	福井県	68	9	20	17	22	51,134
19	山梨県	25	0	7	10	8	17,055
20	長野県	180	31	43	70	36	82,637
21	岐阜県	127	13	28	43	43	90,192
22	静岡県	337	12	79	142	104	137,598
23	愛知県	641	73	165	222	181	492,305
24	三重県	203	17	65	75	46	203,472
25	滋賀県	235	18	60	78	79	339,019
26	京都府	305	32	66	109	98	240,962
27	大阪府	1,910	124	432	728	626	1,878,969
28	兵庫県	1,329	196	289	420	424	1,394,770
29	奈良県	103	23	21	33	26	95,965
30	和歌山県	48	2	7	23	16	18,962
31	鳥取県	46	6	13	13	14	33,900
32	島根県	18	1	2	6	9	8,840
33	岡山県	46	0	15	18	13	31,314
34	広島県	120	6	32	35	47	146,749
35	山口県	95	6	15	36	38	33,737
36	徳島県	22	1	4	11	6	20,989
37	香川県	88	16	12	31	29	57,911
38	愛媛県	23	6	4	7	6	22,749
39	高知県	59	0	20	22	17	40,095
40	福岡県	474	28	95	192	159	233,410
41	佐賀県	21	0	11	8	2	8,283
42	長崎県	98	15	20	35	28	52,149
43	熊本県	71	5	24	21	21	45,462
44	大分県	120	15	31	41	33	61,026
45	宮崎県	88	9	27	30	22	92,684
46	鹿児島県	10	2	3	3	2	10,733
47	沖縄県	87	13	20	33	21	47,170
	合計	11,177	883	2,469	3,972	3,853	9,400,321

※ この数値は今後変動する可能性がある。

(6)臨時特例つなぎ資金貸付決定状況【速報値】

No.	都道府県名	貸付決定者数(人)				累計貸付決定額 (千円)	
		(累計)	H21.10月	H21.11月	H21.12月		H22.1月
1	北海道	69	8	12	25	24	6,510
2	青森県	4	1	1	1	1	400
3	岩手県	6	0	0	1	5	384
4	宮城県	16	0	6	6	4	1,588
5	秋田県	4	0	2	0	2	400
6	山形県	5	0	3	1	1	365
7	福島県	35	6	6	14	9	2,874
8	茨城県	12	0	2	4	6	930
9	栃木県	32	2	9	12	9	3,165
10	群馬県	34	7	9	7	11	1,461
11	埼玉県	80	5	24	24	27	7,316
12	千葉県	69	0	11	21	37	6,475
13	東京都	585	38	150	178	219	58,010
14	神奈川県	158	14	45	43	56	15,310
15	新潟県	15	2	3	3	7	1,500
16	富山県	29	12	4	8	5	1,548
17	石川県	74	16	12	17	29	7,117
18	福井県	4	2	0	2	0	120
19	山梨県	9	2	3	2	2	731
20	長野県	34	15	9	7	3	2,935
21	岐阜県	8	2	2	4	0	680
22	静岡県	166	30	30	69	37	14,540
23	愛知県	148	23	47	39	39	12,930
24	三重県	44	5	10	19	10	3,500
25	滋賀県	23	0	4	11	8	2,060
26	京都府	99	20	25	27	27	9,900
27	大阪府	293	63	84	86	60	26,032
28	兵庫県	633	101	128	213	191	62,660
29	奈良県	13	2	3	6	2	1,280
30	和歌山県	20	4	4	5	7	1,630
31	鳥取県	10	3	4	3	0	920
32	島根県	5	0	0	3	2	405
33	岡山県	12	0	5	3	4	1,050
34	広島県	14	3	4	5	2	1,037
35	山口県	12	1	4	6	1	625
36	徳島県	6	1	2	2	1	530
37	香川県	20	0	0	9	11	1,906
38	愛媛県	6	2	0	3	1	550
39	高知県	35	9	19	7		3,460
40	福岡県	138	28	33	40	37	13,520
41	佐賀県	16	3	4	4	5	1,075
42	長崎県	8	1	2	4	1	695
43	熊本県	33	4	12	5	12	3,010
44	大分県	18	6	6	3	3	1,750
45	宮崎県	7	0	1	4	2	690
46	鹿児島県	3	1	0	1	1	240
47	沖縄県	117	0	15	30	72	13,080
	合計	3,181	442	759	987	993	298,895

※ この数値は今後変動する可能性がある。

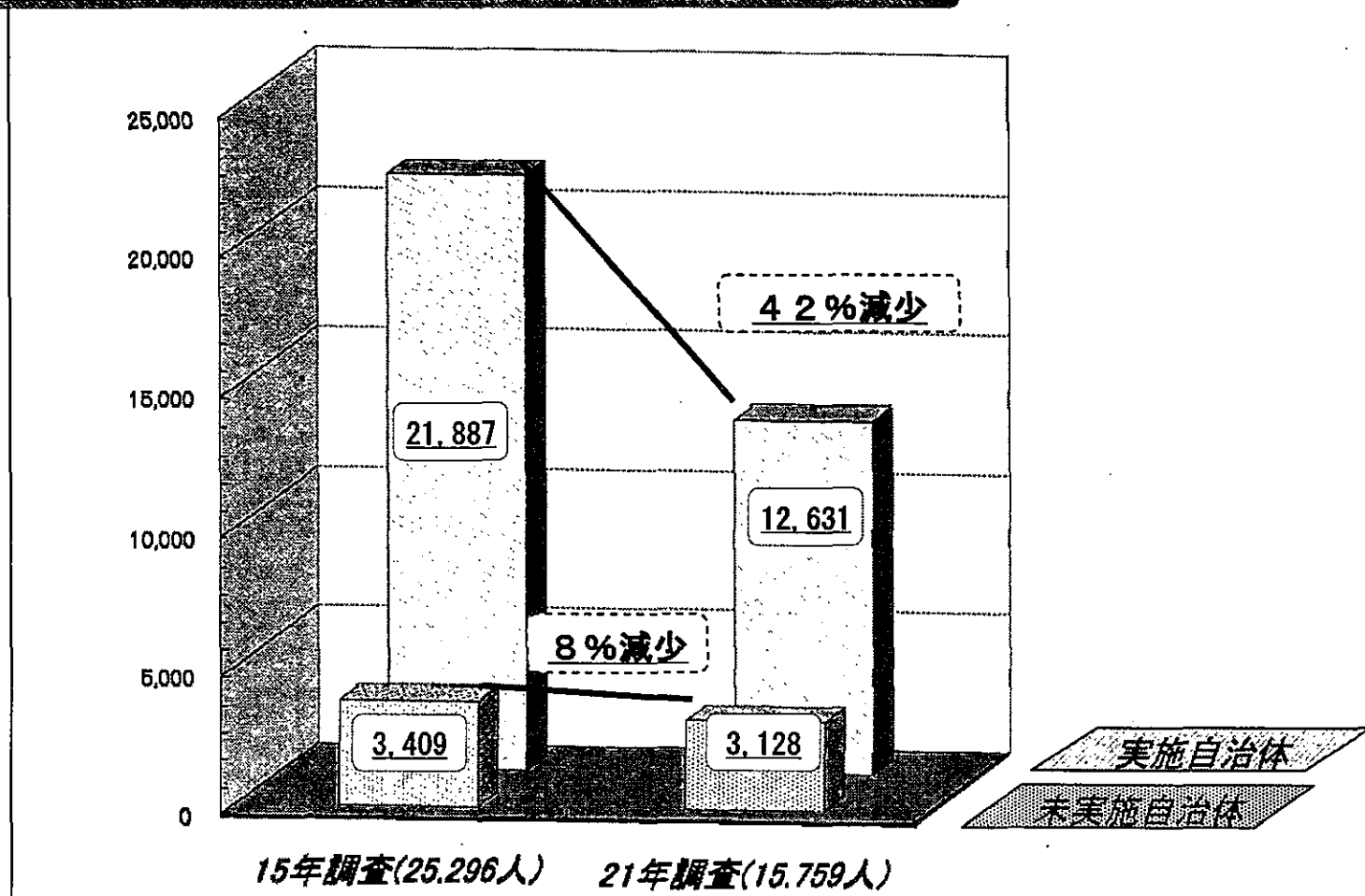
3 都道府県別のホームレス数

都道府県名	21年調査				20年 調査	15年 調査	21-20 増△減	21-15 増△減
	男	女	不明	計				
北海道	95	6	23	124	145	142	△ 21	△ 18
青森県	4	0	4	8	2	16	6	△ 8
岩手県	20	1	0	21	23	18	△ 2	3
宮城県	126	9	5	140	110	222	30	△ 82
秋田県	14	1	0	15	10	13	5	2
山形県	16	2	0	18	7	24	11	△ 6
福島県	19	1	0	20	27	43	△ 7	△ 23
茨城県	57	5	0	62	86	130	△ 24	△ 68
栃木県	68	4	2	74	81	134	△ 7	△ 60
群馬県	94	4	0	98	97	87	1	11
埼玉県	578	17	27	622	597	829	25	△ 207
千葉県	463	23	17	503	524	668	△ 21	△ 165
東京都	3,344	84	0	3,428	3,796	6,361	△ 368	△ 2,933
神奈川県	1,730	43	31	1,804	1,720	1,928	84	△ 124
新潟県	33	5	1	39	38	74	1	△ 35
富山県	31	1	0	32	23	24	9	8
石川県	23	1	0	24	21	22	3	2
福井県	27	1	0	28	32	24	△ 4	4
山梨県	24	2	12	38	41	51	△ 3	△ 13
長野県	11	2	0	13	13	37	0	△ 24
岐阜県	61	12	1	74	67	86	7	△ 12
静岡県	265	8	24	297	315	465	△ 18	△ 168
愛知県	735	26	168	929	851	2,121	78	△ 1,192
三重県	52	1	8	61	68	46	△ 7	15
滋賀県	11	1	6	18	20	57	△ 2	△ 39
京都府	305	16	32	353	401	660	△ 48	△ 307
大阪府	4,024	87	191	4,302	4,333	7,757	△ 31	△ 3,455
兵庫県	472	16	45	533	575	947	△ 42	△ 414
奈良県	14	0	0	14	19	14	△ 5	0
和歌山県	49	3	4	56	74	90	△ 18	△ 34
鳥取県	3	0	0	3	3	13	0	△ 10
島根県	4	0	0	4	4	4	0	0
岡山県	63	5	7	75	67	65	8	10
広島県	148	6	0	154	138	231	16	△ 77
山口県	10	1	0	11	21	33	△ 10	△ 22
徳島県	7	0	1	8	13	14	△ 5	△ 6
香川県	27	0	0	27	24	46	3	△ 19
愛媛県	35	3	0	38	40	85	△ 2	△ 47
高知県	13	1	0	14	24	23	△ 10	△ 9
福岡県	1,093	69	75	1,237	1,082	1,187	155	50
佐賀県	37	1	1	39	43	41	△ 4	△ 2
長崎県	13	0	0	13	11	41	2	△ 28
熊本県	56	7	10	73	111	124	△ 38	△ 51
大分県	32	4	2	38	35	39	3	△ 1
宮崎県	29	2	0	31	27	22	4	9
鹿児島県	51	2	4	57	59	80	△ 2	△ 23
沖縄県	168	12	9	189	200	158	△ 11	31
合計	14,554	495	710	15,759	16,018	25,296	△ 259	△ 9,537

4 ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移

- ▷ ホームレス施策を実施している自治体におけるホームレス数 → 42%減少
- ▷ ホームレス施策を実施していない自治体におけるホームレス数 → 8%減少

ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移(H15.1→H21.1)



「安心生活創造事業」

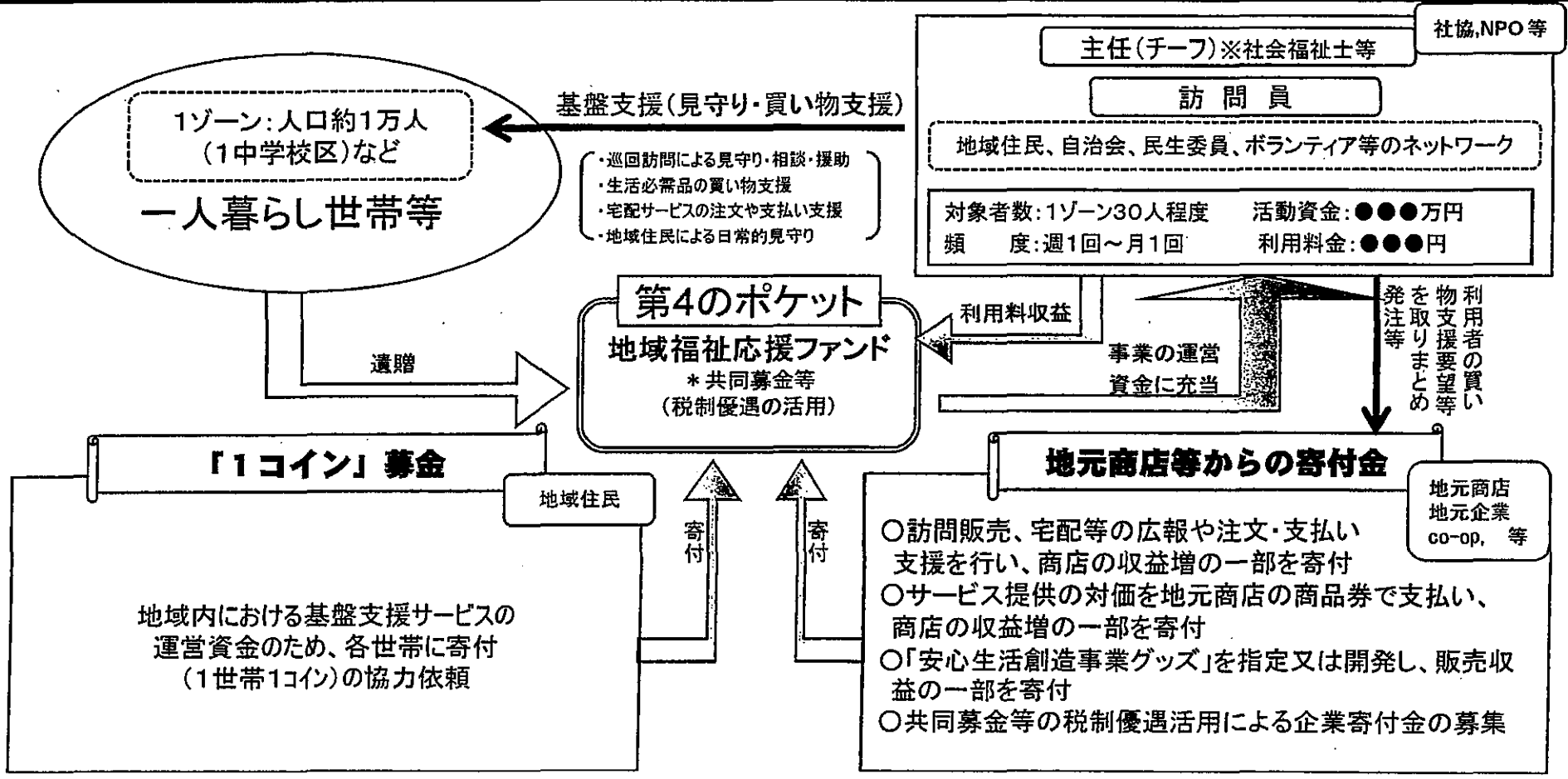
(セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数・補助率10/10)

【目的】厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

(参考例) 「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ



安心生活創造事業(ton plan)の基本理念

悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり

【事業の三原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

《基盤支援サービスの理念》

基盤支援サービス → 見守り・買物支援

基盤支援とは、悲惨な孤立死、餓死、虐待などを予防する生活(生命)維持のための最低支援

《基盤支援サービスの対象者》

高齢者、障害者のみならず、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援が必要なすべての者・世帯

《ニーズの把握》

高齢者、障害者に限定せず、基盤支援サービスの対象者・世帯を徹底的に把握

《マップづくり》

行政及び基盤支援サービス提供者が対象者情報を共有するためのマップを作成

《基盤支援サービスの提供》

把握した対象者・世帯へ“もれなく”基盤支援サービスを提供する体制を構築し、実施

※ 地域住民、自治会、民生委員、ボランティア等の参加による日常的見守り体制の構築を含む

《自主財源の確保》

国庫補助3年経過後には、国庫補助以外の自主財源で事業を安定的・継続的に運営

安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック		
北海道	本別町	栃木県	鹿沼市	新潟県	三条市	三重県	名張市	岡山県	美咲町	福岡県	飯塚市	
	東川町		大田原市	石川県	宝達志水町	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市	
	福島町	埼玉県	行田市	長野県	茅野市	京都府	南丹市	山口県	安芸高田市	佐賀県	小城市	
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市		駒ヶ根市	大阪府	豊中市		周南市	熊本県	合志市	
	秋田県		大仙市		市原市	軽井沢町	兵庫県		西宮市		長門市	人吉市
湯沢市	鴨川市		岐阜県	美濃加茂市	奈良県	尼崎市		徳島県	徳島市	宮崎県	美郷町	
山形県	酒田市	東京都	品川区	愛知県		高浜市	宝塚市					
	飯豊町		墨田区			芦屋市						
		神奈川県	横浜市									
		神奈川県	逗子市									
		山梨県	小菅村									
小計	9市町	小計	11市区村	小計	8市町	小計	10市	小計	7市町	小計	7市町	
										合計	52 市区町村	

原則1（基盤整備を必要とする人々とそのニーズを把握する）

* 平成21年7月～12月にかけて町内全戸調査を実施した。

調査名	内容	対象者(回収率)
福祉介護調査	在宅生活における不安点、楽しみや生きがい、福祉に関する要望等について	・65歳以上独居世帯 ・65歳以上高齢者世帯 (90.5%)
健康実態調査	喫煙状況、健康や介護予防のための運動及び飲酒の習慣	・20歳以上の者 (89.0%)



- (1) ニーズ把握と訪問対象者選定の参考にした。
- (2) 今後の寝たきり予防（健康づくり）事業に活用。

原則2 (基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制)

- ①ゾーン設定 → 町を一つのゾーンに設定。
- ②安心生活支援センターを設置し、専任職員として主任(保健師)を配置した。(10月)
- ③別紙の要領で当初の訪問対象者を選定した。(12月)
- ④もれない仕組み作りのため、安心ネットワークシステムを構築。(22年3月末完成予定)



(1) 介護情報、障害情報、訪問や相談を受けた情報、福祉サービスの利用状況等をシステムに一元化し、行政・社協・包括・安心生活支援センターの関係職員で情報を共有する。

(2) システムを活用し、気になる人を早期発見する。

(3) 民生委員と連携して、気になる人の情報更新を行なう。

原則3 (それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む)

自主財源	内容	対象者
ふるさと納税制度の活用	ふるさと納税制度の中の項目に掲げてもらうように財政主管課と協議済	町外住民、特に本町にゆかりのある者に重点的にアピールしていきたい。
地域福祉基金	従来まで利子活用で運用してきたが、元金活用も視野に入れて今後検討する。(財政主管課と協議済)	
賛助金、寄付金	事業趣旨をアピールし、賛助金や寄付金を募る。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内住民 ・町外住民(町出身者や訪問対象者の親族等)
利用料	有料訪問や買い物支援等の利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・有料訪問の対象者 ・対象者の町外に居住の子等(親族)

安心生活創造事業の3原則への対応

平成22年1月

横浜市

原則1：基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

◆異なるタイプの2地区(ゾーン)において事業を展開

- ・旭北(あさひきた)地区：戸建住宅が多く新旧住民が混在
ゾーン内人口 約18,000人(連合町内会の平均的規模)
- ・公田町(くでんちょう)団地地区：昭和39年入居開始のUR団地
ゾーン内人口 約2,000人(単位町内会の規模)

◆ニーズ把握のための訪問調査を実施

- ・介護保険、生活保護、各種福祉サービス等の利用実績をもとに、
基盤支援候補世帯名簿を行政で作成
- ・基盤支援サービス利用の意向確認を行政で実施
- ・初回訪問時は、対象世帯の同意を円滑に得るため、行政職員と
NPOの職員が同行訪問を実施

原則2：基盤支援を必要とする人が もれなくカバーされる体制をつくる

◆地域住民主体のNPOが行政と協働で基盤支援を実施

- ・チーフ・訪問員の雇用、訪問調査、見守り、買物支援はNPOを中心に実施
- ・行政は、対象者の抽出、同意の取付け、地域住民への広報周知活動拠点の開設・運営支援等を実施

◆各ゾーンのNPOの特徴

【旭北地区】NPO法人「たちばな福祉会」

- ・H16年度から地域に根ざした助け合い活動、拠点運営、介護保険事業を実施
- ・理事長は連合町内会長、地区社協会長を兼務

【公田町団地地区】NPO法人「お互いさまねっと公田町団地」

- ・町内会役員、民生委員、ボランティア等の地域住民が発起人となり、地域のつながりの再生を目指して、H21年9月にNPO法人格を取得
- ・毎週火曜日に弁当や生鮮品を販売する「あおぞら市」を開催（H20年10月～）
- ・理事長は町内会長を兼務

原則3：安定的な地域の自主財源 確保に取り組む

◆自主財源確保のアイデア

- ・地区社協会費(年額500円)にワンコイン分を上乗せして徴収(旭北地区)
- ・地区内の交流サロンの一角で喫茶・軽食の提供、弁当・野菜・牛乳などの販売を行い、引きこもりがちな高齢者を外に出す効果を狙う。売上げを積立て活動費用に充当(公田町団地地区)
- ・地域活動に理解のある企業(例:ファンケルなど)への働きかけ

◆地域ファンド造成のあり方検討

- ・共同募金の地元還元の仕組みを活用した地域ファンド造成の可否について、横浜市社協、ゾーン所在の区(旭区、栄区)社協と協議を開始
- ・NPOに地域ファンドを造成した場合の課題を検討

地域安心ふれあい事業(安心生活創造モデル事業)

3原則の事業概要

①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する	
概要	<p>平成21年10月に、モデル地区(忍、行田、佐間、長野地区)の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、ねたきり、認知症高齢者、障害者のみの世帯(合計2540件)にアンケート調査を実施した。1月25日現在の回答は1843件、回答率72.56%であり、未回答者については、民生・児童委員、市職員等により再調査を行っている。なお、モデル地区以外については、22年度にアンケート調査を行い、支援が必要な高齢者等のニーズ把握を行う。また、地域ごとに支え合いマップを作成することによるニーズ把握と市の「ふくし総合窓口」でのニーズ把握も同時に行っていく。</p>

地域安心ふれあい事業(安心生活創造モデル事業)

3原則の事業概要

②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる	
概要	<p>モデル地区の自治会、民生・児童委員、各活動団体等を含めた「ささえあいミーティング」を実施しており、自治会単位で「支え合いマップ」を作成し支援が必要な方の把握を行う。また、アンケート調査の結果、見守りを希望している方については、本人同意をもとに、地域支援者へ情報提供していく。なお、見守り対象者と考えられるが拒否する方については、民生・児童委員に情報提供し、あわせて個人情報保護運営審議会に諮問することについて検討を進める。モデル地区以外については、モデル地区の成果を踏まえ、地域ごとの個性を尊重しながら「ささえあいミーティング」を行い、同様の方法により取り組んでいく。このように、地域ごとの「支え合いマップ」での把握と市の情報を地域支援者に提供することにより、もれのないカバー体制を構築していく。</p>

地域安心ふれあい事業(安心生活創造モデル事業)

3原則の事業概要

③それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む	
概要	平成22年1月から稼働した、有償ボランティアである「いきいき・元気サポート制度」において、1時間あたりの利用料700円とサポーターの謝礼500円(行田商店共通商品券)の差額200円を事業の活動経費に充当していく。また、地元商店会、企業等からの寄付による支援、地域住民からの募金の実施については、平成22年度に、学識経験者、福祉関係者、企業、商店連合会、NPO法人等を含めた検討会を設置し、部会において検討していく。

安心生活創造事業

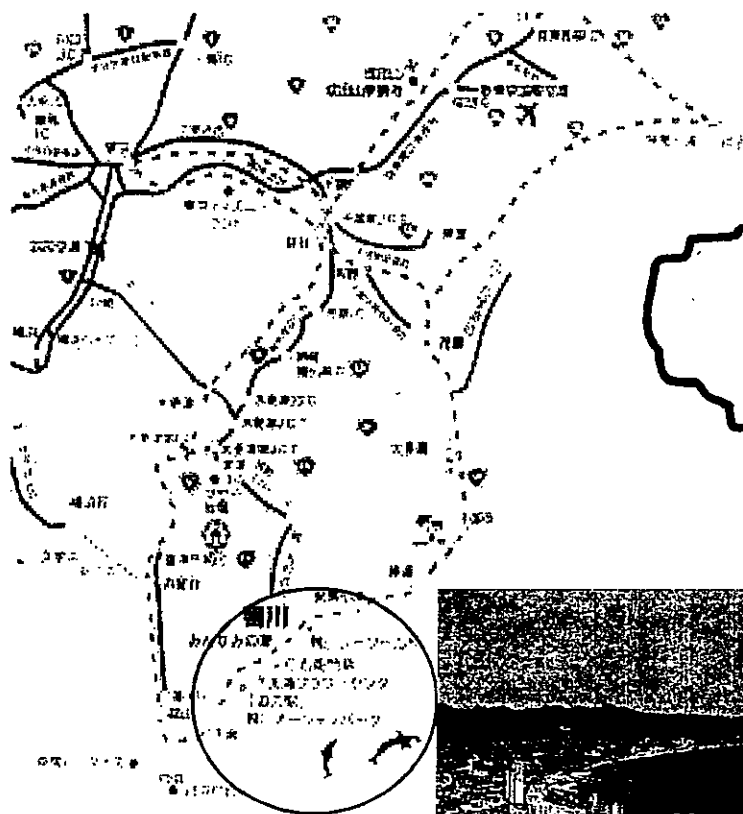
3原則の取り組み概要(平成21年度)



千葉県鴨川市

ゾーンの設定(江見地区)

【鴨川市全体】 【面積】191.30km²
【世帯数】15,336世帯 【人口】36,826人
【高齢者人口(率)】11,341人(30.8%)



○鴨川市総合保健福祉会館
(鴨川市ふれあいセンター)

◎市役所

江見地区

●曾呂

●太海

●江見

太平洋

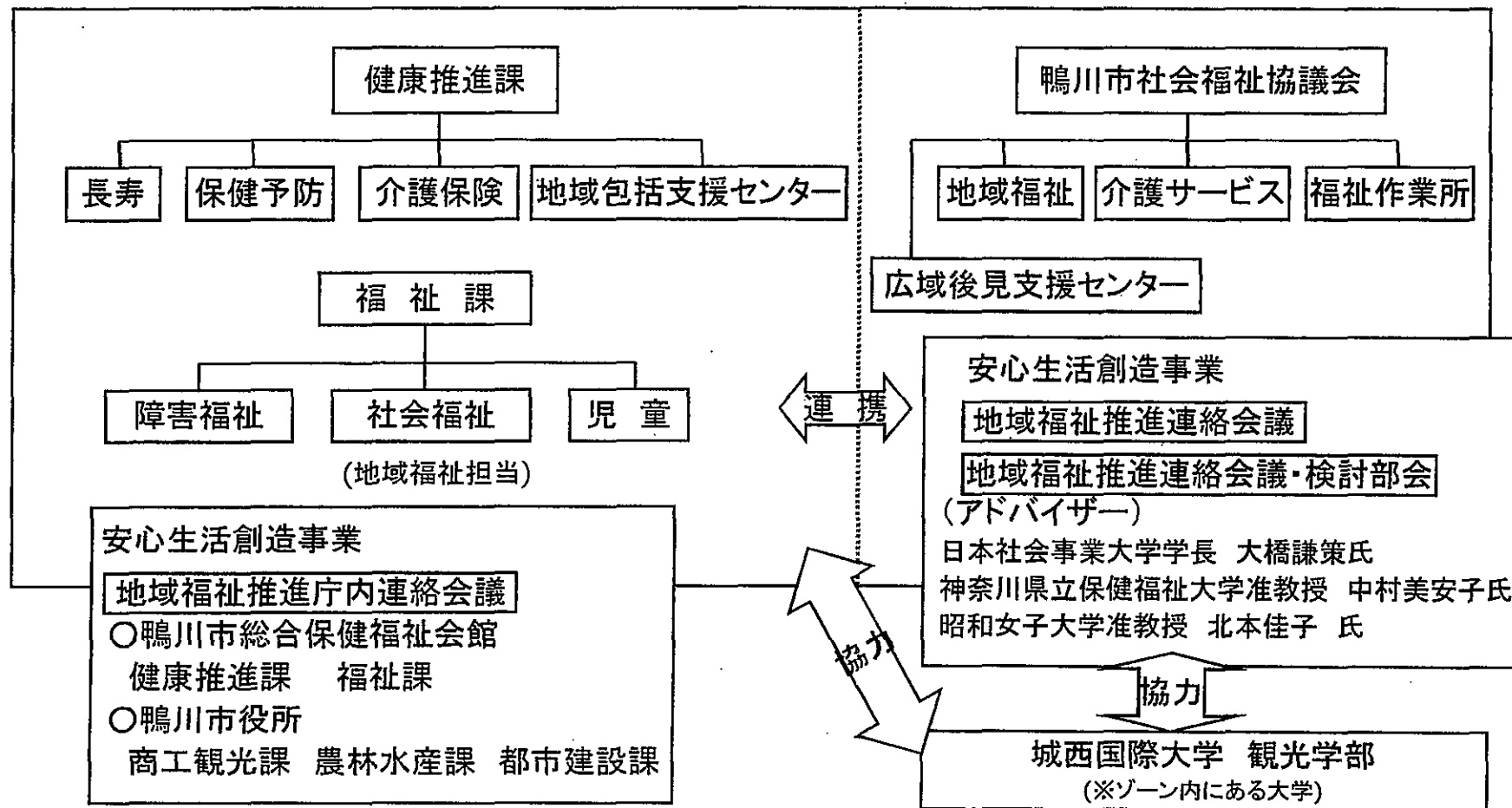
【小域圏(小学校区)】
江見、曾呂、太海
【面積】32.99km²
【世帯数】2,160世帯
【人口】5,372人
【高齢者人口(率)】
1,917人(35.7%)

* データは、平成21年4月1日現在



安心生活創造事業 推進体制

○鴨川市総合保健福祉会館(鴨川市ふれあいセンター)



①基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

「ニーズ把握調査」

□ 調査期間 平成21年12月1日 ~ 12月15日 15日間実施

□ 訪問世帯数 1,861世帯(内訳:回答1,804世帯、拒否57世帯)

※平成17年国勢調査時の世帯数1,869世帯とほぼ同数

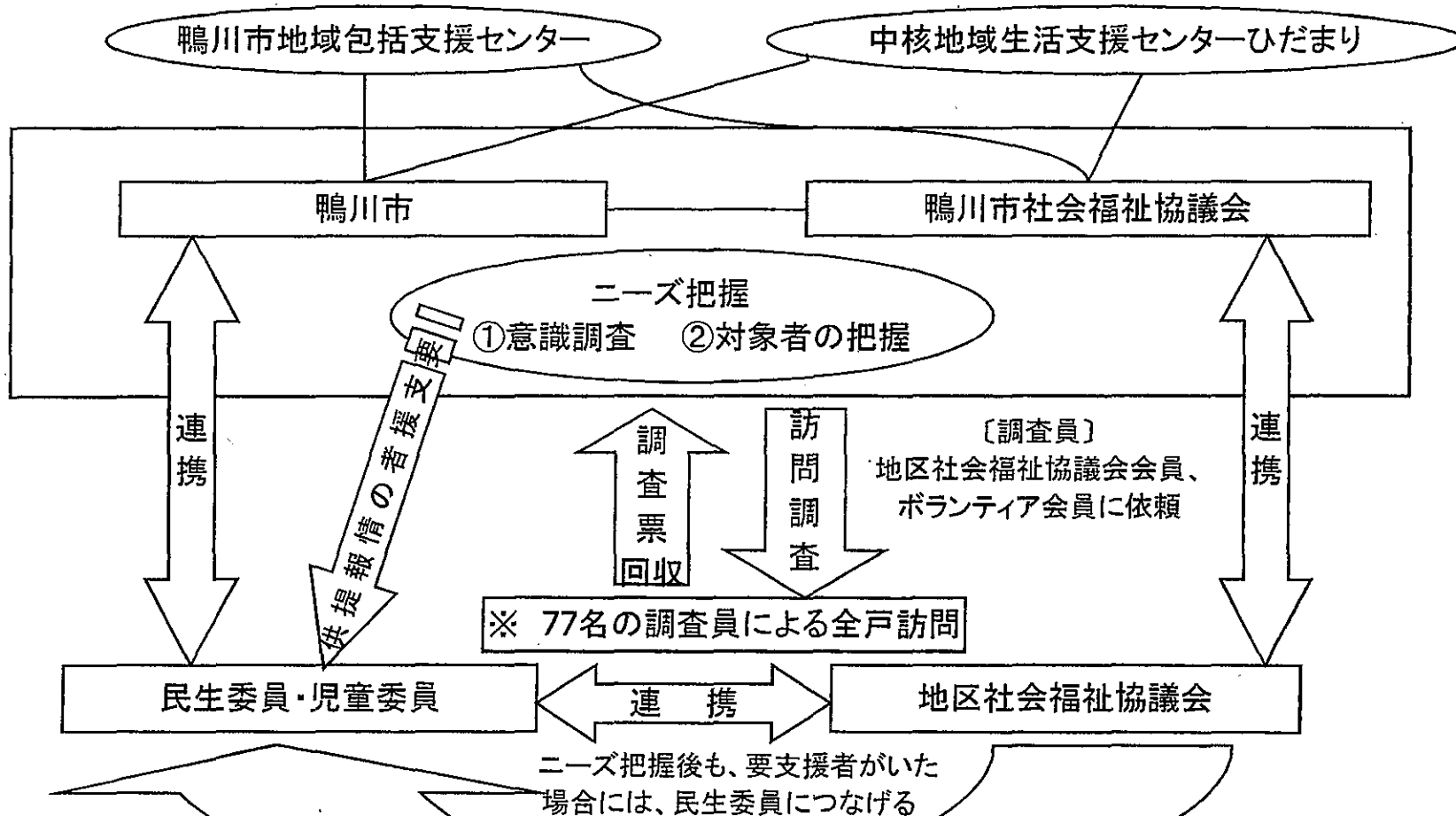
□ 調査方法 ①民生委員、地区社会福祉協議会会員、ボランティア等をニーズ把握調査のための調査員として市から依頼
調査員は、地区社会福祉協議会等から推薦 ⇒77名
②全戸訪問(原則、聞き取り調査)

□ 調査の種類 ①意識調査 ⇒ 地区住民の「地域福祉に関する意識調査」
②対象者の把握調査
⇒ 高齢者、障害者等の定期的な基盤支援が必要な者の
実態把握調査を実施

※ 調査終了後、分析、マップ作成(作業中)

地域見守りの連携体制(イメージ)

○民生委員、地区社会福祉協議会等との協働によるニーズ把握を実施。要支援者をもれなく発見



②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

【サービス提供体制】

- 提供主体 社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会

- 体制
 - ①主任(チーフ) 地域福祉活動専門員
(相談援助業務経験13年、介護支援専門員有資格者)
 - ②副主任(サブチーフ) 社会福祉士
※平成22年2月雇用予定

- 提供サービス(3月から試行)
 - ①食材お届けサービス ⇒ 地元商店や生協活用(情報提供)
※自主財源確保の仕組みもあわせて検討中

 - ②巡回型の安否確認 ⇒ 訪問員を配置

 - ③契約型の訪問支援サービス(ゴミ出し等)
新規 : なの花サービス事業 ⇒ 訪問員を配置

③それを支える安定的な地域の 自主財源確保に取り組む (1)

【第4のポケットの取り組み経過】

- ゾーン内にある城西国際大学観光学部に、「地域福祉応援グッズ」による財源確保の仕組みについて協力依頼。
⇒ 11月から、月に1～2回検討実施。
- 庁内各課(商工観光課、農林水産課等)を通じて、関係団体(商工会、ジャスコ、道の駅等)における可能な財源確保の仕組みについて検討。
打ち合わせ回数⇒10月から3回実施
- 千葉県共同募金会に、第4のポケットの仕組みについて打診(11月20日)

③それを支える安定的な地域の 自主財源確保に取り組む (2)

【取り組んでいる方策】

- ①地元の企業、商工会(商店)、農協等に募金箱を設置
(平成22年3月に設置予定)
- ②老人福祉施設等への自動販売機の設置
- ③城西国際大学観光学部の協力による寄附の仕組み
(地域福祉応援グッズによる財源確保)
- ④イオングループ(ジャスコ)の協力による寄附の仕組み
- ⑤生前贈与、遺贈による寄附の仕組み
- ⑥おやじおふくろ元気かサービス

※見守りサービスとあわせて検討中

安心生活創造事業

駒ヶ根市社会福祉協議会

原則1

地域で支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

- 民生委員による各戸訪問で作成した一人暮らし高齢者台帳
- 災害時要援護者台帳を基に各自治組合で作成した災害時住民支え合いマップによる要援護者と支援者とそのニーズ
- こまちゃん宅福便、地域包括支援センター等で把握、支援している対象者とそのニーズ
- その他、社協の各種事業で把握している対象者
- 上記を照合し、対象者とニーズを把握する

原則2

基盤支援を必要とする人が漏れなくカバーされる体制をつくる

- 2ゾーンに主任を配置し、訪問員(サポーター)と協力し小地域ごとの支援体制をつくる
- 地区社会福祉協議会を常会単位に組織化する
- 福祉推進員・福祉員にサポーターになっていただく
- こまちゃん宅福便を地域化し、さらなる活用を図る
- 支え合いマップづくりで地域資源の掘り起こしと支援体制の構築を図る
- 生協、商店など事業者と連携し、宅配などの支援と情報を届ける

原則3

それを支える安定的な地域の自主財源の確保に取り組む

- つれてってカード協同組合と連携、加盟店に買い物支援（宅配等）の協力を得る。高齢者版タウンページの作成を通じてサービスポイントの半分をこの事業の資金に寄付いただく
- 県外居住の地元出身者へのふるさと納税の依頼
- 地元パチンコ店にあまり玉貴金箱の設置
- 共同募金の活用

現 行	改 正 後 全 文
<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第2項に規定する社協 (2) 社会福祉法人 (3) 民法第34条に規定する公益法人 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) (1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>	<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第2項に規定する社協 (2) 社会福祉法人 (3) 民法第34条に規定する公益法人 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) (1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
 - (1)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
 - (1)の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

4 事業の実施内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ 援助の内容

- (ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
 - (1)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
 - (1)の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

4 事業の実施内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ 援助の内容

- (ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- a 申請は実施主体に対して行うものとする。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- a 申請は実施主体に対して行うものとする。

- b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その理解を得た上で契約を締結すること。
 なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。
- b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、理解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

- b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その理解を得た上で契約を締結すること。
 なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。
- b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、理解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

107
c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の

c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の

ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的な知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的な知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

現行

別紙 20-①

平成 21 年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

1 福祉サービス利用援助事業契約締結件数

基幹的社会福祉協議会等	平成 20 年度 契約締結件数	平成 21 年 4 月 1 日現在 契約締結件数	平成 20 年度 国庫補助専門員数
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人

注)「平成 21 年 4 月 1 日現在契約締結件数」には、契約終了分は含めないこと。

担当部署 (_____)
 担当者 (_____)
 電話番号 (_____)
 E-mail (_____)

新 (改正部分)

別紙 20-①

平成 22 年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

1 福祉サービス利用援助事業契約締結件数

基幹的社会福祉協議会等	平成 21 年度 契約締結件数	平成 22 年 4 月 1 日現在 契約締結件数	平成 21 年度 国庫補助専門員数
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人
	件	件	人

注)「平成 22 年 4 月 1 日現在契約締結件数」には、契約終了分は含めないこと。

担当部署 (_____)
 担当者 (_____)
 電話番号 (_____)
 E-mail (_____)

平成21年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給 料 (名)	円	円
職 員 手 当 等 (名)		
共 済 費 (名)		
報 償 費		
旅 費		
賃 金 (名)		
(生活支援員手当)		
需 用 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
修 繕 料		
食 糧 費		
使用料及び賃借料		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
手 数 料		
委 託 料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備 品 購 入 費		
助 成 金		
合 計 (うち専門員増員額)	()	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

平成22年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給 料 (名)	円	円
職 員 手 当 等 (名)		
共 済 費 (名)		
報 償 費		
旅 費		
賃 金 (名)		
(生活支援員手当)		
需 用 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
修 繕 料		
食 糧 費		
使用料及び賃借料		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
手 数 料		
委 託 料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備 品 購 入 費		
助 成 金		
合 計 (うち専門員増員額)	()	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

3 平成21年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名： _____

1 契約締結件数

平成21年4月1日現在の契約締結件数	件
平成21年度の契約締結件数の見込み	件

2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

3 平成22年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名： _____

1 契約締結件数

平成22年4月1日現在の契約締結件数	件
平成22年度の契約締結件数の見込み	件

2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

4 平成21年度日常生活自立支援事業に係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間
1,880円 × 延べ活動単位数
(30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)

- ・ 援助に必要な移動をしている間
1,860円 × 延べ活動単位数

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

2. 専門員の増員等について

本事業については、本年度においても、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等の契約締結件数等の事業実績（平成21年4月1日現在の契約締結件数0件かつ平成20年度における相談件数（30件以下）を参考にして、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等に配置される職員に係る人件費の調整を行うこととしている。

また、一基幹的社協等において、利用者を多く抱え（平成21年4月1日現在の契約締結件数40件以上）、平成21年度においてもさらに契約締結件数の増加が見込まれることにより、専門員の業務に支障をきたし、専門員の増員を検討している場合は、別紙20-③を提出すること。

なお、困難ケース等への対応のため契約に至るまで長期間を要する場合や、契約まで至らないが、その相談件数が多いため本事業の円滑な実施が困難である場合等、特に専門員の増員の必要があると認められる場合は、上記の要件にかかわらず協議を受け付けるものとする。その場合も、別紙20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。

4 平成22年度日常生活自立支援事業に係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間
1,880円 × 延べ活動単位数
(30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)

- ・ 援助に必要な移動をしている間
1,860円 × 延べ活動単位数

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

2. 専門員の増員等について

(1) 本事業については、一基幹的社會福祉協議会等において、平成22年4月1日現在の契約締結件数が35件又はその端数を増すごとに専門員1名の増員を認めることとする。

—参考—

契約締結件数（件）	専門員（名）
～ 35	1
36 ～ 70	2
71 ～ 105	3

(2) なお、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者との相談業務や成年後見制度の対象と考えられる者に対する成年後見制度の利用手続き援助等の実施のため、特に専門員の増員の必要があると認められる一基幹的社會福祉協議会等は、上記の要件にかかわらず、加えて協議を受け付けるものとする。その場合、別紙20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">平成00年0月00日 社援地発第000000号</p> <p style="text-align: center;">日常生活自立支援事業の実施について</p> <p>別紙 1～5 (略)</p> <p>6 職員について 「事業の企画、運営にあたる職員」及び「専門員」は、原則専任の常勤雇用とすること。ただし、人材の確保が困難である場合等やむを得ない事情があるときは<u>本事業の職務上支障のない限り、他の職務との兼務は差し支えないものとする。なお、上記により他の職務に従事することが利益相反行為につながらないようにすることとする。</u></p> <p>また、「生活支援員」については実施主体(委託先を含む)と雇用契約を結ぶものとし、採用に当たっては次に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p style="text-align: right;">平成19年5月15日 社援地発第0515001号</p> <p style="text-align: center;">日常生活自立支援事業の実施について</p> <p>別紙 1～5 (略)</p> <p>6 職員について 「事業の企画、運営にあたる職員」及び「専門員」は、原則専任の常勤雇用とすること。ただし、人材の確保が困難である場合等やむを得ない事情があるときは<u>経過的に非常勤雇用となることもやむを得ないが、この場合は、その理由、今後の対応等を記載した書面をもって都道府県及び指定都市の担当課を経由して当課に協議することとする。</u></p> <p>また、「生活支援員」については実施主体(委託先を含む)と雇用契約を結ぶものとし、採用に当たっては次に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

3 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成19年度	契約件数	5,488	1,211	1,386	495	8,580	3,058
	構成比(%)	64.0(%)	14.1(%)	16.2(%)	5.8(%)	100(%)	35.6(%)
平成20年度	契約件数	5,851	1,249	1,557	485	9,142	3,286
	構成比(%)	64.0(%)	13.7(%)	17.0(%)	5.3(%)	100(%)	35.9(%)
平成21年 4月～11月	契約件数	3,768	904	1,140	366	6,178	2,432
	構成比(%)	61.0(%)	14.6(%)	18.5(%)	5.9(%)	100(%)	39.4(%)
平成21年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	17,252	6,034	6,261	1,843	31,390	-
	構成比(%)	55.0(%)	19.2(%)	19.9(%)	5.9(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成21年11月末

事項	対象者	本事業の利用に関するもの				その他	計
		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計		2,139,621	692,957	864,122	224,184	115,539	4,036,423
北海道		12,604	6,028	6,439	1,365	678	27,114
青森県		9,547	3,516	3,669	1,703	85	18,520
岩手県		28,046	14,368	16,452	2,200	119	61,185
宮城県		25,596	23,749	26,865	6,723	1,088	84,021
秋田県		10,832	1,872	2,743	468	178	16,093
山形県		13,422	3,895	2,902	1,311	650	22,180
福島県		12,667	4,539	4,055	1,809	249	23,319
茨城県		12,576	4,120	5,681	452	176	23,005
栃木県		10,267	3,105	2,464	1,560	857	18,253
群馬県		26,856	7,856	10,293	1,513	10,303	56,821
埼玉県		42,978	7,092	17,113	3,606	1,043	71,832
千葉県		26,327	3,096	5,192	2,231	980	37,826
東京都		432,234	44,511	121,292	37,202	15,435	650,674
神奈川県		95,936	17,999	23,595	13,897	6,393	157,820
新潟県		37,018	13,703	15,700	1,145	534	68,100
富山県		31,482	5,041	9,682	4,438	1,258	51,901
石川県		18,644	5,861	4,363	444	1,752	31,064
福井県		11,207	4,446	1,993	725	1,653	20,024
山梨県		7,814	6,726	4,478	1,363	289	20,670
長野県		31,927	19,014	21,455	4,327	2,259	78,982
静岡県		11,283	2,904	2,772	2,625	6,322	25,906
岐阜県		12,642	7,142	4,207	1,285	395	25,671
愛知県		63,213	17,373	21,953	-	-	102,539
三重県		29,187	24,841	18,566	3,068	394	76,056
滋賀県		91,344	75,344	59,521	15,829	1,253	243,291
京都府		92,337	33,210	31,329	16,638	501	174,015
大阪府		84,552	31,877	37,775	4,710	7,996	166,910
兵庫県		20,393	6,782	7,594	1,475	13,305	49,549
奈良県		8,831	2,902	4,670	1,471	79	17,953
和歌山県		57,907	19,606	35,877	5,740	454	119,584
鳥取県		5,435	3,332	2,193	770	136	11,866
島根県		9,831	6,176	11,082	522	429	28,040
岡山県		14,052	4,175	4,127	1,045	593	23,992
広島県		41,377	24,648	29,389	5,676	1,443	102,533
山口県		6,680	1,390	1,761	1,763	5,858	17,452
徳島県		5,495	2,844	2,129	740	457	11,665
香川県		23,779	14,206	13,708	2,532	496	54,721
愛媛県		9,480	5,205	11,924	2,784	204	29,597
高知県		17,529	9,063	4,642	1,177	165	32,576
福岡県		22,862	4,632	3,824	2,049	3,119	36,486
佐賀県		6,338	1,944	4,241	2,440	656	15,619
長崎県		16,022	10,999	8,815	1,103	1,847	38,786
熊本県		13,401	4,830	5,027	3,690	771	27,719
大分県		10,959	3,073	2,449	839	213	17,533
宮崎県		9,164	7,967	6,650	2,098	465	26,344
鹿児島県		8,872	1,766	2,955	1,149	485	15,227
沖縄県		48,102	29,113	45,517	6,219	738	129,689
札幌市		30,056	6,860	10,942	1,981	3,523	53,362
仙台市		9,153	7,097	11,178	1,435	545	29,408
さいたま市		4,492	941	926	224	100	6,683
千葉市		10,174	552	677	2,720	-	14,123
川崎市		14,433	2,526	2,797	2,040	70	21,866
横浜市		24,042	2,249	3,804	5,249	30	35,374
新潟市		9,902	5,324	2,378	325	151	18,080
静岡市		4,953	1,937	2,150	2,780	12,777	24,597
浜松市		1,660	261	1,013	460	2,021	5,415
名古屋市		25,305	9,895	14,949	1,536	77	51,762
京都市		20,518	9,473	7,940	1,836	4	39,771
大阪市		303,628	72,987	95,969	19,446	-	492,030
堺市		1,246	1,133	378	64	42	2,863
神戸市		3,754	540	8,290	5,150	-	17,734
岡山市		220	71	43	6	-	340
広島市		24,722	11,032	7,095	346	-	43,195
北九州市		3,425	929	842	570	186	5,952
福岡市		8,891	1,269	1,628	97	1,260	13,145

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成21年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		38,861	9,046	9,702	3,477	61,436	21,245
北海道		379	119	142	-	640	402
青森県		706	123	141	74	1,044	516
岩手県		696	258	281	51	1,286	494
宮城県		356	192	198	70	816	320
秋田県		355	36	39	5	435	185
山形県		553	126	105	87	871	343
福島県		191	58	38	35	322	100
茨城県		634	94	147	18	893	232
栃木県		835	277	135	23	1,270	435
群馬県		1,040	166	237	-	1,443	390
埼玉県		1,018	169	265	58	1,510	671
千葉県		734	69	134	76	1,013	311
東京都		3,874	270	575	194	4,913	1,071
神奈川県		1,187	172	201	262	2,172	705
新潟県		728	194	261	-	1,183	301
富山県		278	51	67	36	432	116
石川県		300	50	42	2	394	102
福井県		437	145	68	27	677	179
山梨県		318	150	131	122	721	106
長野県		573	221	221	108	1,123	239
静岡県		493	142	116	188	939	237
岐阜県		478	118	86	39	721	141
愛知県		1,173	209	230	-	1,612	352
三重県		756	277	259	57	1,349	365
滋賀県		839	416	270	193	1,718	237
京都府		436	104	94	48	682	276
大阪府		1,520	479	567	127	2,693	1,067
兵庫県		606	143	135	19	903	338
奈良県		201	42	55	32	330	122
和歌山県		668	161	218	32	1,079	332
鳥取県		542	266	112	37	957	344
島根県		532	280	247	19	1,078	329
岡山県		599	153	178	31	961	265
広島県		710	218	273	90	1,291	496
山口県		1,185	175	294	108	1,762	547
徳島県		268	102	78	31	479	186
香川県		502	275	236	48	1,061	293
愛媛県		348	89	173	96	706	263
高知県		383	245	116	16	760	177
福岡県		660	126	79	47	912	267
佐賀県		369	87	130	62	648	157
長崎県		766	169	222	29	1,186	377
熊本県		598	152	131	124	1,005	294
大分県		685	105	109	51	950	406
宮崎県		525	247	185	118	1,075	426
鹿児島県		839	82	110	75	1,106	412
沖縄県		337	140	187	35	699	356
札幌市		258	44	82	28	412	263
仙台市		145	60	126	2	333	171
さいたま市		128	17	21	5	171	94
千葉市		117	8	11	39	175	71
川崎市		510	81	87	75	753	468
横浜市		390	42	62	68	562	176
新潟市		94	27	22	-	143	64
静岡市		162	43	56	86	347	81
浜松市		90	18	53	30	191	60
名古屋市		708	144	157	1	1,010	435
京都市		414	89	93	21	617	408
大阪市		1,856	293	343	109	2,601	1,554
堺市		31	31	10	-	72	40
神戸市		714	27	43	-	784	425
岡山市		52	27	30	1	110	7
広島市		279	49	59	-	387	181
北九州市		291	61	57	12	421	178
福岡市		412	43	72	-	527	289

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～
 ※神奈川県は平成11年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

③現在の実利用人数

平成21年11月末現在

事項	対象者	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
件数	合計	17,252	6,034	6,261	1,843	31,390
北海道		166	73	92	-	331
青森県		321	62	88	44	515
岩手県		273	177	187	17	654
宮城県		146	127	106	50	429
秋田県		184	24	22	3	233
山形県		223	87	70	48	428
福島県		98	45	27	18	188
茨城県		272	56	100	15	443
栃木県		385	165	97	18	665
群馬県		450	119	163	-	732
埼玉県		435	94	154	30	713
千葉県		279	42	76	46	443
東京都		1,753	189	402	119	2,463
神奈川県		309	89	81	82	561
新潟県		280	125	143	-	548
富山県		124	44	41	19	228
石川県		155	43	28	1	227
福井県		216	83	47	18	364
山梨県		146	100	90	29	365
長野県		252	163	162	54	631
静岡県		152	95	60	99	406
岐阜県		212	87	60	27	386
愛知県		401	139	148	-	688
三重県		368	216	191	45	820
滋賀県		434	315	194	84	1,027
京都府		183	72	75	28	358
大阪府		718	317	348	-	1,383
兵庫県		260	116	90	15	481
奈良県		95	27	34	18	174
和歌山県		240	73	137	22	472
鳥取県		88	52	32	11	183
島根県		172	187	163	13	535
岡山県		179	72	63	18	332
広島県		260	127	146	46	579
山口県		487	117	183	67	854
徳島県		139	82	68	15	304
香川県		127	94	89	17	327
愛媛県		74	46	108	47	275
高知県		226	204	80	12	522
福岡県		273	72	44	42	431
佐賀県		99	35	62	22	218
長崎県		391	99	141	16	647
熊本県		305	114	88	59	566
大宮		314	64	63	33	474
宮崎		234	147	121	70	572
鹿児島		437	56	80	46	619
沖縄		174	107	124	22	427
札幌市		151	41	41	9	242
仙台市		74	56	89	2	221
さいたま市		60	15	17	2	94
千葉市		42	4	5	18	69
川崎市		225	57	56	47	385
横浜市		221	39	48	49	357
新潟市		74	25	20	-	119
静岡市		143	42	58	76	319
浜松市		47	12	39	17	115
名古屋		343	128	128	19	618
京都		215	81	77	15	388
大阪		1,250	268	297	78	1,893
堺		38	45	12	-	95
神戸		328	20	36	-	384
岡山		47	25	30	1	103
広島		122	41	38	-	201
北九州		170	60	44	5	279
福岡		193	36	58	-	287

7 地域福祉計画について

都道府県別策定状況

	市町村地域福祉計画											都道府県地域福祉支援計画			
	市町村数		平成20年度未までに策定終				平成21年度以降に策定予定				策定未定		平成20年度未までに策定終了	平成21年度以降に策定予定	作成未定
	市区	町村	市区	町村	市区	町村	市区	町村	市区	町村					
北海道	180	35	145	57	19	38	20	3	17	103	13	90	○		
青森県	40	10	30	10	4	6	12	4	8	18	2	16	○		
岩手県	35	13	22	13	8	5	5	3	2	17	2	15	○		
宮城県	36	13	23	11	7	4	4	1	3	21	5	16	○		
秋田県	25	13	12	6	5	1	6	4	2	13	4	9	○		
山形県	35	13	22	13	5	8	17	7	10	5	1	4	○		
福島県	59	13	46	14	6	8	6	0	6	39	7	32	○		
茨城県	44	32	12	19	16	3	11	9	2	14	7	7	○		
栃木県	30	14	16	11	9	2	3	2	1	16	3	13	○		
群馬県	38	12	26	8	6	2	9	5	4	21	1	20	○		
埼玉県	70	40	30	27	24	3	12	9	3	31	7	24	○		
千葉県	56	36	20	21	20	1	8	7	1	27	9	18	○		
東京都	62	49	13	45	40	5	4	2	2	13	7	6			○
神奈川県	33	19	14	25	19	6	2	0	2	6	0	6	○		
新潟県	31	20	11	14	13	1	5	2	3	12	5	7	○		
富山県	15	10	5	10	9	1	1	1	0	4	0	4	○		
石川県	19	10	9	5	5	0	4	0	4	10	5	5			○
福井県	17	9	8	15	9	6	2	0	2	0	0	0	○		
山梨県	28	13	15	18	9	9	4	2	2	6	2	4	○		
長野県	81	19	62	28	14	14	9	3	6	44	2	42			○
岐阜県	42	21	21	36	20	16	6	1	5	0	0	0	○		
静岡県	37	23	14	36	22	14	0	0	1	1	1	0	○		
愛知県	61	35	26	22	19	3	11	9	2	28	7	21	○		
三重県	29	14	15	11	8	3	8	4	4	10	2	8	○		
滋賀県	26	13	13	11	9	2	3	2	1	12	2	10	○		
京都府	26	15	11	14	13	1	2	2	0	10	0	10	○		
大阪府	43	33	10	42	32	10	1	1	0	0	0	0	○		
兵庫県	41	29	12	23	21	2	8	7	1	10	1	9	○		
奈良県	39	12	27	7	5	2	3	2	1	29	5	24			○
和歌山県	30	9	21	12	4	8	6	0	6	12	5	7	○		
鳥取県	19	4	15	11	4	7	1	0	1	7	0	7	○		
島根県	21	8	13	14	7	7	4	1	3	3	0	3	○		
岡山県	27	15	12	4	1	3	5	3	2	18	11	7	○		
広島県	23	14	9	11	9	2	2	1	1	10	4	6			○
山口県	20	13	7	12	10	2	5	1	4	3	2	1	○		
徳島県	24	8	16	5	2	3	8	3	5	11	3	8			○
香川県	17	8	9	13	8	5	0	0	0	4	0	4	○		
愛媛県	20	11	9	8	5	3	2	2	0	10	4	6			○
高知県	34	11	23	5	3	2	7	2	5	22	6	16			○
福岡県	66	28	38	15	13	2	34	13	21	17	2	15	○		
佐賀県	20	10	10	10	6	4	5	3	2	5	1	4	○		
長崎県	23	13	10	4	4	0	13	9	4	6	0	6	○		
熊本県	47	14	33	41	12	29	6	2	4	0	0	0	○		
大分県	18	14	4	15	11	4	3	3	0	0	0	0	○		
宮崎県	28	9	19	13	7	6	5	1	4	10	1	9	○		
鹿児島県	45	18	27	6	4	2	5	2	3	34	12	22			○
沖縄県	41	11	30	12	7	5	10	2	8	19	2	17			○
合計	1801	806	995	783	513	270	307	140	167	711	153	558	37	1	9

市町村地域福祉計画策定状況一覧

平成21年10月16日現在

(市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査(社援地発第0227001号 平成21年2月27日付)に基づき作成)

市町村名	策定済	策定予定	策定未定	市町村名	策定済	策定予定	策定未定	市町村名	策定済	策定予定	策定未定
北海道				寿都町			○	初山別村			○
札幌市	○			黒松内町	○			遠別町			○
函館市	○			蘭越町	○			天塩町			○
小樽市			○	二七コ町			○	幌延町			○
旭川市	○			真狩村			○	猿払村	○		
室蘭市			○	留寿都村			○	浜頓別町			○
釧路市	○			喜茂別町			○	中頓別町			○
帯広市	○			京極町	○			枝幸町			○
北見市	○			倶知安町			○	豊富町			○
夕張市			○	共和町			○	礼文町			○
岩見沢市			○	岩内町			○	利尻町			○
網走市	○			泊村			○	利尻富士町			○
留萌市	○			神恵内村			○	美幌町		○	
苫小牧市		○		積丹町			○	津別町		○	
稚内市			○	古平町			○	斜里町	○		
美幌市	○			仁木町	○			清里町			○
芦別市			○	余市町			○	小清水町		○	
江別市	○			赤井川村			○	訓子府町			○
赤平市			○	南幌町			○	置戸町			○
紋別市	○			奈井江町			○	佐呂間町		○	
士別市	○			上砂川町			○	遠軽町		○	
名寄市		○		由仁町		○		上湧別町		○	
三笠市			○	長沼町			○	湧別町		○	
根室市			○	栗山町			○	滝上町			○
千歳市	○			月形町	○			興部町			○
滝川市			○	浦臼町			○	西興部村			○
砂川市			○	新十津川町			○	雄武町			○
歌志内市			○	妹背牛町			○	大空町		○	
深川市	○			秩父別町			○	豊浦町			○
富良野市	○			雨竜町			○	壮瞥町	○		
登別市			○	北竜町	○			白老町	○		
恵庭市	○			沼田町	○			厚真町			○
伊達市	○			幌加内町		○		洞爺湖町			○
北広島市	○			鷹栖町	○			安平町	○		
石狩市	○			東神楽町			○	むかわ町		○	
北斗市		○		当麻町			○	日高町			○
当別町	○			比布町	○			平取町			○
新篠津村			○	愛別町			○	新冠町			○
松前町			○	上川町	○			浦河町			○
福島町	○			東川町			○	様似町		○	
知内町			○	美瑛町			○	えりも町			○
木古内町			○	上富良野町	○			新ひだか町			○
七飯町	○			中富良野町			○	音更町		○	
鹿部町			○	南富良野町	○			士幌町	○		
森町			○	占冠村			○	上士幌町	○		
八雲町	○			和寒町			○	鹿追町			○
長万部町			○	剣淵町			○	新得町			○
江差町			○	下川町	○			清水町	○		
上ノ国町		○		美深町			○	芽室町	○		
厚沢部町			○	音威子府村		○		中札内村	○		
乙部町	○			中川町	○			更別村			○
奥尻町			○	増毛町			○	大樹町	○		
今金町	○			小平町			○	広尾町			○
せたな町			○	苫前町			○	幕別町		○	
島牧村	○			羽幌町			○	池田町	○		

豊頃町			○	岩手県			亶理町			○
本別町	○			盛岡市	○		山元町			○
足寄町	○			宮古市	○		松島町			○
陸別町			○	大船渡市	○		七ヶ浜町	○		
浦幌町	○			花巻市	○		利府町			○
釧路町	○			北上市	○		大和町			○
厚岸町	○			久慈市		○	大郷町			○
浜中町			○	遠野市	○		富谷町			○
標茶町	○			一関市		○	大衡村			○
弟子屈町			○	陸前高田市		○	色麻町			○
鶴居村			○	釜石市		○	加美町			○
白糠町			○	二戸市	○		涌谷町	○		
別海町			○	八幡平市	○		美里町			○
中標津町			○	奥州市		○	女川町		○	
標津町			○	雫石町	○		本吉町	○		
羅臼町			○	葛巻町	○		南三陸町	○		
青森県				岩手町		○	秋田県			
青森市			○	滝沢村		○	秋田市	○		
弘前市			○	紫波町		○	能代市			○
八戸市	○			矢巾町		○	横手市		○	
黒石市	○			西和賀町		○	大館市			○
五所川原市		○		金ヶ崎町		○	男鹿市		○	
十和田市		○		平泉町		○	湯沢市	○		
三沢市		○		藤沢町		○	鹿角市			○
むつ市	○			住田町	○		由利本荘市		○	
つがる市	○			大槌町		○	潟上市		○	
平川市		○		山田町		○	大仙市	○		
平内町	○			岩泉町	○		北秋田市			○
今別町	○			田野畑村		○	にかほ市	○		
達田村		○		普代村		○	仙北市	○		
外ヶ浜町			○	川井村	○		小坂町			○
鱒ヶ沢町			○	軽米町		○	上小阿仁村			○
深浦町		○		野田村		○	藤里町		○	
西目屋村			○	九戸村		○	三種町		○	
藤崎町	○			洋野町		○	八峰町			○
大鰐町		○		一戸町		○	五城目町			○
田舎館村			○	宮城県			八郎潟町			○
板柳町			○	仙台市	○		井川町			○
鶴田町			○	石巻市	○		大潟村			○
中泊町			○	塩竈市		○	美郷町	○		
野辺地町			○	気仙沼市	○		羽後町			○
七戸町			○	白石市		○	東成瀬村			○
六戸町			○	名取市		○	山形県			
横浜町	○			角田市		○	山形市		○	
東北町	○			多賀城市	○		米沢市	○		
六ヶ所村			○	岩沼市		○	鶴岡市	○		
おいらせ町		○		登米市	○		酒田市	○		
大間町		○		栗原市	○		新庄市		○	
東通村			○	東松島市		○	寒河江市		○	
風間浦村			○	大崎市	○		上山市	○		
佐井村			○	蔵王町		○	村山市			○
三戸町			○	七ヶ宿町		○	長井市	○		
五戸町			○	大河原町		○	天童市		○	
田子町		○		村田町		○	東根市		○	
南部町	○			柴田町		○	尾花沢市		○	
階上町			○	川崎町		○	南陽市		○	
新郷村			○	丸森町		○	山辺町		○	

中山町		○	泉崎村		○	茨城町	○		
河北町	○		中島村		○	大洗町		○	
西川町	○		矢吹町		○	城里町	○		
朝日町		○	棚倉町		○	東海村	○		
大江町		○	矢祭町	○		大子町			○
大石田町		○	埴町		○	美浦村			○
金山町		○	鮫川村	○		阿見町		○	
最上町	○		石川町	○		河内町			○
舟形町	○		玉川村		○	八千代町			○
真室川町		○	平田村		○	五霞町			○
大蔵村		○	浅川町		○	境町			○
鮭川村			古殿町		○	利根町			○
戸沢村			三春町		○	栃木県			
高島町	○		小野町		○	宇都宮市	○		
川西町		○	広野町		○	足利市	○		
小国町	○		檜葉町	○		栃木市	○		
白鷹町			富岡町		○	佐野市	○		
飯豊町			川内村	○		鹿沼市	○		
三川町	○		大熊町		○	日光市		○	
庄内町		○	双葉町		○	小山市	○		
遊佐町	○		浪江町		○	真岡市			○
福島県			葛尾村	○		大田原市	○		
福島市	○		新地町		○	矢板市			○
会津若松市			飯館村		○	那須塩原市	○		
郡山市	○		茨城県			さくら市		○	
いわき市	○		水戸市	○		那須烏山市	○		
白河市		○	日立市	○		下野市			○
須賀川市	○		土浦市	○		上三川町	○		
喜多方市		○	古河市	○		西方町			○
相馬市		○	石岡市		○	益子町			○
二本松市		○	結城市	○		茂木町			○
田村市		○	龍ヶ崎市		○	市貝町			○
南相馬市	○		下妻市		○	芳賀町			○
伊達市	○		常総市	○		壬生町			○
本宮市		○	常陸太田市		○	野木町			○
桑折町		○	高萩市		○	大平町			○
国見町		○	北茨城市	○		藤岡町			○
川俣町		○	笠間市	○		岩舟町			○
大玉村		○	取手市		○	都賀町			○
鏡石町		○	牛久市		○	塩谷町			○
天栄村		○	つくば市	○		高根沢町			○
下郷町		○	ひたちなか市	○		那須町	○		
檜枝岐村		○	鹿嶋市	○		那珂川町		○	
只見町		○	潮来市		○	群馬県			
南会津町		○	守谷市		○	前橋市	○		
北塩原村	○		常陸大宮市		○	高崎市	○		
西会津町		○	那珂市	○		桐生市		○	
磐梯町		○	筑西市	○		伊勢崎市	○		
猪苗代町		○	坂東市		○	太田市	○		
会津坂下町		○	稲敷市		○	沼田市			○
湯川村		○	かすみがうら市	○		館林市	○		
柳津町		○	桜川市		○	渋川市		○	
三島町		○	神栖市	○		藤岡市	○		
金山町		○	行方市		○	富岡市		○	
昭和村		○	銚田市	○		安中市		○	
会津美里町	○		つくばみらい市		○	みどり市		○	
西郷村		○	小美玉市		○	富士見村			○

榛東村		○		富士見市	○			流山市	○		
吉岡町			○	三郷市	○			八千代市			○
吉井町			○	蓮田市			○	我孫子市	○		
上野村			○	坂戸市			○	鶴川市		○	
神流町			○	幸手市			○	鎌ヶ谷市	○		
下仁田町		○		鶴ヶ島市	○			君津市	○		
南牧村		○		日高市	○			富津市			○
甘楽町			○	吉川市	○			浦安市	○		
中之条町			○	ふじみ野市			○	四街道市		○	
長野原町			○	伊奈町			○	袖ヶ浦市		○	
嬭恋村	○			三芳町			○	八街市			○
草津町			○	毛呂山町	○			印西市	○		
六合村		○		越生町			○	白井市			○
高山村			○	滑川町			○	富里市		○	
東吾妻町			○	嵐山町			○	南房総市			○
片品村	○			小川町			○	匝瑳市		○	
川場村			○	川島町			○	香取市		○	
昭和村			○	吉見町			○	山武市	○		
みなかみ町			○	鳩山町	○			いすみ市	○		
玉村町			○	ときがわ町			○	酒々井町			○
板倉町			○	横瀬町			○	印旛村			○
明和町			○	皆野町			○	本埜村			○
千代田町			○	長瀬町			○	栄町			○
大泉町			○	小鹿野町			○	神崎町			○
邑楽町			○	東秩父村			○	多古町			○
埼玉県				美里町			○	東庄町			○
さいたま市	○			神川町	○			大網白里町	○		
川越市	○			上里町			○	九十九里町			○
熊谷市	○			寄居町			○	芝山町			○
川口市	○			騎西町			○	横芝光町		○	
行田市		○		北川辺町			○	一宮町			○
秩父市	○			大利根町			○	睦沢町			○
所沢市	○			宮代町			○	長生村			○
飯能市		○		白岡町			○	白子町			○
加須市		○		菖蒲町			○	長柄町			○
本庄市		○		栗橋町			○	長南町			○
東松山市			○	鷲宮町			○	大多喜町			○
春日部市			○	杉戸町			○	御宿町			○
狭山市	○			松伏町			○	鋸南町			○
羽生市		○		千葉県				東京都			
鴻巣市	○			千葉市	○			千代田区	○		
深谷市		○		銚子市			○	中央区	○		
上尾市	○			市川市	○			港区	○		
草加市	○			船橋市	○			新宿区	○		
越谷市	○			館山市			○	文京区	○		
蕨市			○	木更津市	○			台東区			○
戸田市	○			松戸市	○			墨田区	○		
入間市	○			野田市	○			江東区			○
鳩ヶ谷市	○			茂原市	○			品川区	○		
朝霞市	○			成田市	○			目黒区	○		
志木市	○			佐倉市	○			大田区	○		
和光市	○			東金市			○	世田谷区	○		
新座市	○			旭市	○			渋谷区			○
桶川市			○	習志野市			○	中野区	○		
久喜市	○			柏市	○			杉並区	○		
北本市		○		勝浦市			○	豊島区	○		
八潮市			○	市原市	○			北区	○		

荒川区			○	秦野市	○			魚津市	○		
板橋区	○			厚木市	○			氷見市	○		
練馬区	○			大和市	○			滑川市	○		
足立区	○			伊勢原市	○			黒部市	○		
葛飾区			○	海老名市	○			砺波市	○		
江戸川区	○			座間市	○			小矢部市	○		
八王子市	○			南足柄市	○			南砺市	○		
立川市	○			綾瀬市	○			射水市		○	
武蔵野市	○			葉山町			○	舟橋村			○
三鷹市	○			寒川町	○			上市町	○		
青梅市	○			大磯町			○	立山町			○
府中市	○			二宮町			○	入善町			○
昭島市			○	中井町			○	朝日町			○
調布市	○			大井町	○			石川県			
町田市	○			松田町	○			金沢市	○		
小金井市	○			山北町	○			七尾市	○		
小平市	○			開成町	○			小松市			○
日野市	○			箱根町			○	輪島市			○
東村山市	○			真鶴町			○	珠洲市			○
国分寺市			○	湯河原町			○	加賀市	○		
国立市	○			愛川町	○			羽咋市	○		
福生市	○			清川村			○	かほく市			○
狛江市	○			新潟県				白山市			○
東大和市	○			新潟市	○			能美市	○		
清瀬市	○			長岡市	○			川北町			○
東久留米市	○			三条市	○			野々市町		○	
武蔵村山市	○			柏崎市	○			津幡町			○
多摩市	○			新発田市			○	内灘町			○
稲城市	○			小千谷市	○			志賀町		○	
羽村市	○			加茂市			○	宝達志水町			○
あきる野市	○			十日町市	○			中能登町		○	
西東京市	○			見附市	○			穴水町			○
瑞穂町	○			村上市			○	能登町		○	
日の出町	○			燕市	○			福井県			
檜原村	○			糸魚川市	○			福井市	○		
奥多摩町	○			妙高市	○			敦賀市	○		
大島町	○			五泉市			○	小浜市	○		
利島村			○	上越市	○			大野市	○		
新島村			○	阿賀野市			○	勝山市	○		
神津島村			○	佐渡市	○			鯖江市	○		
三宅村			○	魚沼市			○	あわら市	○		
御蔵島村			○	南魚沼市	○			越前市	○		
八丈町			○	胎内市			○	坂井市	○		
青ヶ島村			○	聖籠町			○	永平寺町		○	
小笠原村			○	弥彦村			○	池田町	○		
神奈川県				田上町			○	南越前町	○		
横浜市	○			阿賀町			○	越前町	○		
川崎市	○			出雲崎町			○	美浜町	○		
横須賀市	○			川口町			○	高浜町		○	
平塚市	○			湯沢町			○	おおい町	○		
鎌倉市	○			津南町	○			若狭町	○		
藤沢市	○			刈羽村			○	山梨県			
小田原市	○			関川村			○	甲府市	○		
茅ヶ崎市	○			粟島浦村			○	富士吉田市	○		
逗子市	○			富山県				都留市		○	
相模原市	○			富山市	○			山梨市		○	
三浦市	○			高岡市	○			大月市	○		

韮崎市	○		辰野町		○	羽島市	○	
南アルプス市	○		箕輪町	○		恵那市	○	
北杜市	○		飯島町	○		美濃加茂市	○	
甲斐市		○	南箕輪村		○	土岐市	○	
笛吹市	○		中川村		○	各務原市	○	
上野原市	○		宮田村		○	可児市	○	
甲州市	○		松川町	○		山県市	○	
中央市		○	高森町		○	瑞穂市		○
市川三郷町	○		阿南町		○	飛騨市	○	
増穂町		○	清内路村	○		本巣市	○	
鮎沢町	○		阿智村		○	郡上市	○	
早川町	○		平谷村		○	下呂市	○	
身延町		○	根羽村	○		海津市	○	
南部町	○		下條村		○	岐南町	○	
昭和町	○		売木村		○	笠松町	○	
道志村	○		天龍村		○	養老町		○
西桂町	○		泰阜村		○	垂井町	○	
忍野村	○		喬木村		○	関ヶ原町		○
山中湖村		○	豊丘村		○	神戸町	○	
鳴沢村	○		大鹿村		○	輪之内町	○	
富士河口湖町		○	上松町		○	安八町	○	
小菅村		○	南木曽町	○		揖斐川町	○	
丹波山村		○	木祖村		○	大野町	○	
長野県			王滝村		○	池田町	○	
長野市	○		大桑村	○		北方町		○
松本市	○		木曽町		○	坂祝町	○	
上田市	○		麻績村		○	富加町		○
岡谷市	○		生坂村		○	川辺町	○	
飯田市		○	波田町		○	七宗町	○	
諏訪市	○		山形村		○	八百津町	○	
須坂市	○		朝日村		○	白川町		○
小諸市		○	筑北村		○	東白川村	○	
伊那市	○		池田町		○	御嵩町	○	
駒ヶ根市		○	松川村		○	白川村	○	
中野市	○		白馬村		○	静岡県		
大町市	○		小谷村		○	静岡市	○	
飯山市		○	坂城町		○	浜松市	○	
茅野市	○		小布施町		○	沼津市	○	
塩尻市	○		高山村		○	熱海市	○	
佐久市	○		山ノ内町	○		三島市	○	
千曲市		○	木島平村		○	富士宮市	○	
東御市	○		野沢温泉村		○	伊東市	○	
安曇野市	○		信州新町	○		島田市		○
小海町		○	信濃町	○		富士市	○	
川上村		○	小川村		○	磐田市	○	
南牧村		○	中条村		○	焼津市	○	
南相木村		○	飯綱町	○		掛川市	○	
北相木村		○	栄村	○		藤枝市	○	
佐久穂町		○	岐阜県			御殿場市	○	
軽井沢町	○		岐阜市	○		袋井市	○	
御代田町		○	大垣市	○		下田市	○	
立科町		○	高山市	○		裾野市	○	
青木村		○	多治見市	○		湖西市	○	
長和町		○	関市	○		伊豆市	○	
下諏訪町		○	中津川市	○		御前崎市	○	
富士見町		○	美濃市	○		菊川市	○	
原村	○		瑞浪市	○		伊豆の国市	○	

牧之原市	○			七宝町			○	栗東市	○		
東伊豆町	○			美和町			○	甲賀市	○		
河津町	○			甚目寺町	○			野洲市	○		
南伊豆町	○			大治町			○	湖南市	○		
松崎町	○			蟹江町			○	高島市	○		
西伊豆町	○			飛島村			○	東近江市		○	
函南町	○			阿久比町			○	米原市			○
清水町	○			東浦町			○	安土町			○
長泉町	○			南知多町			○	日野町	○		
小山町	○			美浜町			○	竜王町			○
芝川町	○			武豊町		○		愛荘町	○		
吉田町	○			一色町			○	豊郷町			○
川根本町	○			吉良町			○	甲良町			○
森町	○			幡豆町			○	多賀町		○	
新居町	○			幸田町			○	虎姫町			○
愛知県				三好町	○			湖北町			○
名古屋市	○			設楽町		○		高月町			○
豊橋市	○			東栄町			○	木之本町			○
岡崎市	○			豊根村			○	余呉町			○
一宮市			○	小坂井町			○	西浅井町			○
瀬戸市	○			三重県				京都府			
半田市		○		津市			○	京都市	○		
春日井市	○			四日市市	○			福知山市	○		
豊川市	○			伊勢市			○	舞鶴市	○		
津島市		○		松阪市	○			綾部市	○		
碧南市	○			桑名市	○			宇治市	○		
刈谷市	○			鈴鹿市	○			宮津市		○	
豊田市			○	名張市	○			亀岡市	○		
安城市	○			尾鷲市			○	城陽市	○		
西尾市	○			亀山市			○	向日市	○		
蒲郡市		○		鳥羽市			○	長岡京市	○		
犬山市			○	熊野市			○	八幡市	○		
常滑市			○	いなべ市	○			京田辺市	○		
江南市			○	志摩市	○			京丹後市	○		
小牧市	○			伊賀市	○			南丹市	○		
稲沢市	○			木曾岬町	○			木津川市		○	
新城市		○		東員町	○			大山崎町			○
東海市	○			菰野町			○	久御山町			○
大府市	○			朝日町			○	井手町			○
知多市	○			川越町			○	宇治田原町			○
知立市		○		多気町			○	笠置町			○
尾張旭市	○			明和町			○	和束町			○
高浜市	○			大台町			○	精華町	○		
岩倉市			○	玉城町			○	南山城村			○
豊明市		○		度会町			○	京丹波町			○
日進市	○			大紀町			○	伊根町			○
田原市			○	南伊勢町			○	与謝野町			○
愛西市		○		紀北町			○	大阪府			
清須市		○		御浜町		○		大阪市	○		
北名古屋市	○			紀宝町			○	堺市	○		
弥富市		○		滋賀県				岸和田市	○		
東郷町			○	大津市	○			豊中市	○		
長久手町			○	彦根市			○	池田市	○		
豊山町	○			長浜市			○	吹田市	○		
春日町			○	近江八幡市	○			泉大津市	○		
大口町			○	草津市	○			高槻市	○		
扶桑町			○	守山市	○			貝塚市	○		

守口市	○		丹波市	○		川上村			○
枚方市	○		南あわじ市		○	東吉野村			○
茨木市	○		朝来市	○		和歌山県			
八尾市	○		淡路市	○		和歌山市	○		
泉佐野市	○		宍粟市	○		海南市			○
富田林市	○		加東市		○	橋本市			○
寝屋川市	○		たつの市		○	有田市			○
河内長野市	○		猪名川町		○	御坊市			○
松原市	○		多可町			田辺市	○		
大東市	○		稲美町			新宮市	○		
和泉市	○		播磨町			紀の川市	○		
箕面市		○	市川町			岩出市			○
柏原市	○		福崎町			紀美野町		○	
羽曳野市	○		神河町			かつらぎ町			○
門真市	○		太子町			九度山町		○	
摂津市	○		上郡町			高野町		○	
高石市	○		佐用町			湯浅町	○		
藤井寺市	○		香美町	○		広川町	○		
東大阪市	○		新温泉町	○		有田川町	○		
泉南市	○		奈良県			美浜町		○	
四條畷市	○		奈良市	○		日高町			○
交野市	○		大和高田市			由良町	○		
大阪狭山市	○		大和郡山市	○		印南町		○	
阪南市	○		天理市			みなべ町	○		
島本町	○		橿原市	○		日高川町		○	
豊能町	○		桜井市			白浜町	○		
能勢町	○		五條市			上富田町	○		
忠岡町	○		御所市	○		すさみ町	○		
熊取町	○		生駒市	○		那智勝浦町			○
田尻町	○		香芝市		○	太地町			○
岬町	○		葛城市		○	古座川町			○
太子町	○		宇陀市			北山村			○
河南町	○		山添村			串本町			○
千早赤阪村	○		平群町			鳥取県			
兵庫県			三郷町			鳥取市	○		
神戸市	○		斑鳩町			米子市	○		
姫路市	○		安堵町		○	倉吉市	○		
尼崎市	○		川西町			境港市	○		
明石市	○		三宅町			岩美町	○		
西宮市	○		田原本町			若桜町			○
洲本市		○	曾爾村			智頭町	○		
芦屋市	○		御杖村	○		八頭町			○
伊丹市	○		高取町			三朝町		○	
相生市		○	明日香村			湯梨浜町	○		
豊岡市	○		上牧町			琴浦町	○		
加古川市	○		王寺町			北栄町			○
赤穂市		○	広陵町			日吉津村			○
西脇市	○		河合町			大山町	○		
宝塚市	○		吉野町			南部町	○		
三木市	○		大淀町	○		伯耆町	○		
高砂市	○		下市町			日南町			○
川西市	○		黒滝村			日野町			○
小野市	○		天川村			江府町			○
三田市	○		野迫川村			島根県			
加西市		○	十津川村			松江市	○		
篠山市	○		下北山村			浜田市	○		
養父市	○		上北山村			出雲市	○		

益田市	○			東広島市	○			つるぎ町	○		
大田市	○			廿日市市	○			東みよし町		○	
安来市		○		安芸高田市			○	香川県			
江津市	○			江田島市	○			高松市	○		
雲南市	○			府中町			○	丸亀市	○		
東出雲町	○			海田町			○	坂出市	○		
奥出雲町			○	熊野町			○	善通寺市	○		
飯南町	○			坂町			○	観音寺市	○		
斐川町			○	安芸太田町	○			さぬき市	○		
川本町	○			北広島町			○	東かがわ市	○		
美郷町	○			大崎上島町	○			三豊市	○		
邑南町	○			世羅町			○	土庄町	○		
津和野町		○		神石高原町			○	小豆島町	○		
吉賀町			○	山口県				三木町	○		
海士町	○			下関市	○			直島町			○
西ノ島町		○		宇部市	○			宇多津町	○		
知夫村		○		山口市	○			綾川町	○		
隠岐の島町	○			萩市	○			琴平町			○
岡山県				防府市			○	多度津町			○
岡山市			○	下松市	○			まんのう町			○
倉敷市			○	岩国市	○			愛媛県			
津山市			○	光市	○			松山市	○		
玉野市		○		長門市	○			今治市		○	
笠岡市		○		柳井市	○			宇和島市		○	
井原市			○	美祢市			○	八幡浜市			○
総社市			○	周南市	○			新居浜市	○		
高梁市			○	山陽小野田市			○	西条市			○
新見市			○	周防大島町	○			大洲市			○
備前市			○	和木町			○	伊予市	○		
瀬戸内市	○			上関町			○	四国中央市	○		
赤磐市		○		田布施町			○	西予市	○		
真庭市			○	平生町			○	東温市			○
美作市			○	阿武町	○			上島町			○
浅口市			○	阿東町			○	久万高原町	○		
和気町			○	徳島県				松前町			○
早島町	○			徳島市			○	砥部町			○
里庄町			○	鳴門市			○	内子町	○		
矢掛町			○	小松島市			○	伊方町			○
新庄村			○	阿南市			○	松野町			○
鏡野町			○	吉野川市			○	鬼北町			○
勝央町			○	阿波市			○	愛南町	○		
奈義町	○			美馬市	○			高知県			
西粟倉村	○			三好市	○			高知市			○
久米南町		○		勝浦町			○	室戸市	○		
美咲町		○		上勝町			○	安芸市			○
吉備中央町			○	佐那河内村			○	南国市			○
広島県				石井町			○	土佐市			○
広島市	○			神山町			○	須崎市	○		
呉市			○	那賀町			○	宿毛市		○	
竹原市			○	牟岐町			○	土佐清水市	○		
三原市	○			美波町			○	四万十市		○	
尾道市	○			海陽町			○	香南市			○
福山市		○		松茂町	○			香美市			○
府中市	○			北島町			○	東洋町			○
三次市			○	藍住町			○	奈半利町		○	
庄原市	○			板野町	○			田野町			○
大竹市	○			上板町			○	安田町			○

北川村		○		水巻町			○	松浦市			○
馬路村		○		岡垣町			○	対馬市	○		
芸西村		○		遠賀町			○	壱岐市			○
本山町		○		小竹町			○	五島市			○
大豊町			○	鞍手町			○	西海市			○
土佐町			○	桂川町			○	雲仙市			○
大川村			○	筑前町			○	南島原市			○
いの町			○	東峰村			○	長与町			○
仁淀川町			○	二丈町			○	時津町			○
中土佐町			○	志摩町			○	東彼杵町			○
佐川町	○			大刀洗町			○	川棚町			○
越知町			○	大木町			○	波佐見町			○
禰原町	○			黒木町			○	小値賀町			○
日高村			○	立花町			○	江迎町			○
津野町			○	広川町			○	鹿町町			○
四万十町			○	矢部村			○	佐々町			○
大月町			○	星野村			○	新上五島町			○
三原村			○	香春町		○		熊本県			
黒潮町			○	添田町			○	熊本市	○		
福岡県				糸田町			○	八代市	○		
北九州市	○			川崎町			○	人吉市			○
福岡市	○			大任町			○	荒尾市	○		
大牟田市	○			赤村			○	水俣市	○		
久留米市	○			福智町		○		玉名市	○		
直方市			○	苅田町			○	山鹿市	○		
飯塚市	○			みやこ町			○	菊池市	○		
田川市			○	吉富町			○	宇土市	○		
柳川市			○	上毛町			○	上天草市	○		
八女市			○	築上町			○	宇城市			○
筑後市			○	佐賀県				阿蘇市	○		
大川市			○	佐賀市		○		天草市	○		
行橋市			○	唐津市		○		合志市	○		
豊前市			○	鳥栖市		○		城南町	○		
中間市			○	多久市		○		美里町	○		
小郡市			○	伊万里市		○		玉東町	○		
筑紫野市	○			武雄市			○	南関町	○		
春日市	○			鹿島市			○	長洲町	○		
大野城市			○	小城市		○		和水町	○		
宗像市	○			嬉野市			○	植木町	○		
太宰府市	○			神埼市			○	大津町	○		
前原市			○	吉野ヶ里町		○		菊陽町	○		
古賀市	○			基山町			○	南小国町	○		
福津市	○			上峰町			○	小国町	○		
うきは市	○			みやき町			○	産山村	○		
宮若市			○	玄海町			○	高森町	○		
嘉麻市			○	有田町		○		西原村	○		
朝倉市	○			大町町			○	南阿蘇村			○
みやま市			○	江北町		○		御船町	○		
那珂川町			○	白石町			○	嘉島町	○		
宇美町			○	太良町		○		益城町	○		
篠栗町			○	長崎県				甲佐町	○		
志免町			○	長崎市			○	山都町			○
須恵町			○	佐世保市		○		氷川町	○		
新宮町			○	島原市			○	芦北町	○		
久山町			○	諫早市		○		津奈木町	○		
粕屋町			○	大村市			○	錦町			○
芦屋町			○	平戸市		○		多良木町	○		

湯前町	○		鹿児島市	○		国頭村			○
水上村	○		鹿屋市			大宜味村			○
相良村	○		枕崎市			東村		○	
五木村		○	阿久根市		○	今帰仁村			○
山江村	○		出水市			本部町		○	
球磨村	○		指宿市			恩納村			○
あさぎり町	○		西之表市			宜野座村		○	
苓北町	○		垂水市		○	金武町		○	
大分県			薩摩川内市	○		伊江村			○
大分市	○		日置市	○		読谷村		○	
別府市		○	曾於市	○		嘉手納町			○
中津市	○		霧島市			北谷町			○
日田市	○		いちき串木野市			北中城村		○	
佐伯市	○		南さつま市			中城村			○
臼杵市		○	志布志市			西原町			○
津久見市	○		奄美市			与那原町			○
竹田市	○		南九州市			南風原町			○
豊後高田市	○		伊佐市			渡嘉敷村			○
杵築市	○		三島村	○		座間味村			○
宇佐市		○	十島村	○		粟国村			○
豊後大野市	○		さつま町			渡名喜村			○
由布市	○		長島町		○	南大東村			○
国東市	○		加治木町			北大東村			○
姫島村	○		始良町			伊平屋村			○
日出町	○		蒲生町			伊是名村		○	
九重町	○		湧水町			久米島町		○	
玖珠町	○		大崎町			八重瀬町			○
宮崎県			東串良町			多良間村			○
宮崎市	○		錦江町			竹富町		○	
都城市	○		南大隅町			与那国町		○	
延岡市	○		肝付町						
日南市		○	中種子町						
小林市	○		南種子町						
日向市	○		屋久島町		○				
串間市		○	大和村						
西都市	○		宇検村						
えびの市	○		瀬戸内町						
清武町		○	龍郷町						
三股町	○		喜界町		○				
高原町		○	徳之島町						
野尻町		○	天城町						
国富町		○	伊仙町						
綾町		○	和泊町						
高鍋町		○	知名町						
新富町		○	与論町						
西米良村		○	沖縄県						
木城町		○	那覇市	○					
川南町	○		宜野湾市	○					
都農町		○	石垣市						○
門川町	○		浦添市	○					
諸塚村		○	名護市	○					
椎葉村		○	糸満市		○				
美郷町		○	沖縄市	○					
高千穂町	○		豊見城市	○					
日之影町	○		うるま市	○					
五ヶ瀬町	○		宮古島市		○				
鹿児島県			南城市		○				

「民生委員・児童委員の選任について」対照表(平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号雇用均等・児童家庭局長厚生労働省社会・援護局長通知)

現 行	改正案（法改正前版）
<p>民生委員・児童委員は、本年12月1日をもって3年ごとの一斉改選を迎えるところである。</p> <p>民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、今般、詳細について、別紙「民生委員・児童委員選任要領」により定めたので、留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。</p> <p>昭和37年8月23日社発第547号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成19年8月10日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">〔別 紙〕 民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 選任の趣旨</p> <p>民生委員・児童委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼として行われるべきものであって、市町村の名誉役職の交替とか役員割り振りであってはならないこと。</p> <p>第2 選任に際して特に留意すべき事項</p> <p>1 民生委員・児童委員の選任並びに民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）委員及び地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」</p>	<p>民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。</p> <p>平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成21年〇月〇日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">〔別 紙〕 民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 民生委員・児童委員の役割</p> <p>民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p>

という。)委員の委嘱に際しては、民生委員・児童委員の選任の趣旨、民生委員・児童委員の職務内容等並びに推薦会委員の選任方法、委嘱状況及び専門分科会委員の委嘱状況等を地区住民に周知徹底させることにより、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めるよう指導啓発に努めること。

2 各市町村の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、市町村ごとに選任基準等を指示して適格者が得られるよう指導すること。

3 少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められている。こうした状況の中で民生委員・児童委員の役割はますます重要となっていることから、活発な行動力と柔軟な指導力を有する者の確保に努めること。

4 民生委員・児童委員の選任にあたっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ地域の実情に精通した者であって、さらに、現任の民生委員・児童委員を再任する場合には、過去における民生委員・児童委員活動で、次に掲げる実績等を具体的に検討するとともに、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであること留意すること。

ア 低所得者の実態把握と援助活動(福祉票、児童票の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等)

イ 高齢者世帯、母子世帯等の実態把握と援助活動

ウ 児童委員としての活動(児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会(虐待防止ネットワークを含む。)への参画状況等)

エ 福祉事務所、児童相談所その他関係機関の業務に対する協力

オ 各種の報告の提出(民生委員・児童委員活動記録等)

カ 民生委員・児童委員協議会その他関係諸会合への出席

キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力

ク 災害時等の要援護者援助活動

ケ 共同募金・歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力

コ 地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力

サ ボランティア活動振興のための活動

5 民生委員・児童委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

なお、最近、母性、乳幼児の保健特に幼少人口の資質の向上を図ることが強く要請されている現状にかんがみ、児童委員としての活動は極めて重要な役割をもつに至っている。従って民生委員・児童委員の担当地区を定める場合、その地域の実情によっては1地区に対し2人又は3人で組をつくり、そのうち1人を妊産婦、乳幼児の援助指導の可能な女性等をもってあてるようにすることが適当と考えられるので、民生委員・児童委員の選任にあたっては、この点を十分に考慮すること。

第3 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員には、どのような者が適格者であり、またどのような者を選ばなければならないかは極めて重要であって、その資格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨をも考慮してこれを具体的に記述すると、民生委員・児童委員の適格者はおおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであること留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、

滴な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者

- (2) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、又はその素養があり、かつ、実行力のある者
- (4) 常に児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- (5) 家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間を割くことができ、かつ、健康である者

第4 民生委員推薦会

- 1 民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である推薦会の構成及び運営のいかんにかかわることから、民生委員・児童委員の選任に際しては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、民生委員・児童委員

常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。

第4 民生委員推薦会

- 民生委員・児童委員の委嘱手続きにあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きい。推薦会委員については法第8条及び民生

の選任の趣旨、推薦会委員の選任方法、推薦会の任務及びその運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。

2 民生委員・児童委員の選任に際しては、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務及びこの運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。

3 市町村長は、必要があれば、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により、民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう推薦会委員を指導すること。

4 市町村長が推薦会委員を委嘱する場合には次の事項について特に指導すること。

(1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。

(2) 推薦会委員の数は、法第8条第2項第1号から第7号までに掲げる各分野について2人以内の同数とすること。

(3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。

(4) 議会の議員の中から推薦会委員として委嘱する者は、その職務内容からみて、その市町村議会の厚生常任委員が適当であること。

(5) 民生委員の中から推薦会委員として委嘱する者は、真に民生委員・児童委員を代表し得る最適格者を委嘱すること。なお、民生委員協議会会長、副会長（市にあっては会長連絡会長等）が適当であること。

(6) 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者としては、市町村社会福祉協議会、その区域を単位とする日赤奉仕団、母の会、母子福祉団体、身体障害者福祉協会、児童福祉及び青少年問題に関する福祉団体等の代表者が考えられること。

(7) 教育に関係のある者としては、学校長、公民館長、その他学校教育、

委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

(1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。

(2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。

(3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。

社会教育に携わる者が考えられること。

- (8) 関係行政機関の職員としては、福祉事務所の職員又はその市町村の民生主管課の職員を委嘱することが適当であること。
- (9) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (10) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (11) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。

5 市町村の区域が広大であり、推薦会自体では候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等適当な区域ごとに推薦準備会等を設けて候補者の下調べをさせ、推薦会においてその結果を参考に推薦することについては差し支えないが、推薦準備会等における候補者の下調べが少数の意見に左右されることのないよう、推薦会の構成に準ずる構成をとらせる指導や民生委員・児童委員の選任の趣旨を徹底すること。

6 推薦会の運営にあたっては、次の事項に留意するよう指導すること。

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、人選にあたっては、具体的な推薦基準を定め、かつ、適格性を調査するに足る資料に基づいて人選し、政治的利害その他の利害関係等により委員が委嘱されることのないよう十分留意するとともに、その運営についても適正に行われるよう配慮すること。
- (2) 推薦会の行う民生委員・児童委員候補者の推薦は、必ずしも定数どおりであることは要しないが、多数の候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、

- (4) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、

議事に関しては秘密を厳守させること。

- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。
- (6) 推薦会及び推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について十分周知徹底を図ること。

7 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解囑されること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

- 1 専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。委員となる都道府県議会の議員は、職務の内容からみて、厚生常任委員が適当であること。
- 2 専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 専門分科会の審査は、短時日で行う等形式的、機械的に終らせることのない

議事に関しては秘密を厳守すること。

- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委囑手続にあたっては、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の審査及び適否に関する意見を聴取する地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の運営について果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号。）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年6月27日政令第185号。）第2条の他、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委囑及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、審査専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

いよう厳に留意すること。また、推薦会の推薦が形式的に行われることを避けるため、特に次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。
- (2) 専門分科会には、できるだけ関係福祉事務所長、市町村民生主管課長、市町村推薦会の委員長等の出席を求め、参考意見を聴取することが望ましいこと。
- 4 専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取消することができること。

第6 民生委員・児童委員の委嘱

- 1 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を厚生労働大臣に送付すること。
- 2 委嘱辞令の伝達はできるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう次の要領によること。
 - (1) 都道府県、指定都市又は中核市の区域内の全民生委員・児童委員を参集させ、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より直接辞令の伝達を行い激励すること。
 - (2) (1)により難しい場合は、各地区代表者の参集を求め都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より辞令の伝達を行い激励すること。
 - (3) 都道府県の地域が広大であるとか、民生委員・児童委員の数が多いため、前各号により難しい場合は、都道府県、指定都市又は中核市内の数区域ごとにその区域内の民生委員・児童委員全員の参集と関係者の立合いを求め、都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はその代理者（副知事若しくは副市長又は民生主管部（局）長）が出席し、辞令伝達式を行うとともに引き続き研修を行う等の方法を講ずること。なお、辞令の伝達と同時に必要に資料を配布して、活動に便ならしめる

- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

- 4 審査専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取り消すことができること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）により行うこと。
- 2 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。

とともに、指導激励を行うこと。

- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

第7 民生委員・児童委員の解嘱

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
- (1) 職務の遂行に支障があるときは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、これに堪えない場合とは、主として傷い、疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 職務を怠りとは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、職務上の義務に違反した場合は、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 民生委員たるにふさわしくない非行とは、刑法に規定する犯罪を犯した場合等をいうこと。
- 2 解嘱は、なるべく本人から願い出る方法をとらせ、この規定をみだりに用いないこと。
- 3 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に内申することができること。

- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

- 4 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」(平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
- (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。
- なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。

- 4 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が民生委員・児童委員の解囑を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 5 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解囑の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 6 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 7 専門分科会は、解囑に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に通知すること。
- 8 民生委員・児童委員の解囑の具申を行う場合は専門分科会の同意を要し、同意がないときは解囑の具申はできないのであって、委囑の際のように意見を聞くのとは異なるから注意すること。
- 9 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員の解囑を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解囑具申書（死亡届）（様式第2号）を厚生労働大臣に送付すること。

第8 民生委員・児童委員に対する研修等の実施

- 1 改選により、新たに選任された者に対して、速やかに研修を行うこと等により、民生委員・児童委員としての自覚を促すとともに、直ちに実践活動が行えるよう配慮すること。
- 2 研修にあたっては、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に従い、地域の実情に応じて適切に研修を実施すること。

- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解囑を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解囑の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解囑に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解囑の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解囑の具申はできない。この手続きは委囑時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解囑を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解囑具申書（死亡届）（様式第2号）によること。

様式第1号（推薦名簿）略
様式第2号（解囑具申書）略

様式第1号（推薦名簿）略
様式第2号（解囑具申書）略

「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日付・雇児発第433号・社援発第1145号）一部改正新旧対照表

〔（注）児童委員・主任児童委員部分については、本案より変更の可能性がありますので、正式な通知の発出をもって実施いただきますよう、ご留意ください。〕

現 行	改正（案）
<p style="text-align: center;">記</p> <p>民生委員法第4条の規定に基づく民生委員・児童委員の定数は、市区町村ごとに次の基準により、各市区町村長の意見をきいて定めること。</p> <p>なお、市町村合併により、定数が大幅に変更する場合や、一人の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の担当する範囲が地理的に広大になる場合等については、住民に対するサービスの低下を招くことのないよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定となるよう留意すること。</p> <p>（基準）</p> <p>1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」 （略）</p> <p>2 「主任児童委員配置基準表」 民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。 （略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>民生委員法第4条の規定に基づく民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は、市区町村ごとに次の基準1により、各市区町村長の意見をきいて定めること。<u>主任児童委員の定数については、基準2により算出するものとする。</u></p> <p><u>定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意すること。</u></p> <p>（基準）</p> <p>1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」 （略）</p> <p>2 「主任児童委員配置基準表」 民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。 （略）</p>

「主任児童委員の選任について」(平成13年11月30日付・雇児発第762号・社援発第2115号)一部改正新旧対照表

(注) 児童委員・主任児童委員部分については、本案より変更の可能性がありますので、正式な通知の発出をもって実施いただきますよう、ご留意ください。

現行	改正案
<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。</p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第3 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活</p>	<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。 <u>なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。</u></p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成●年●月●日雇児発●第●号社援発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活</p>

動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の

動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の

推薦を行う場合には、平成 19 年 8 月 10 日雇児発第 0810005 号社援発第 0810002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第 1 号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

推薦を行う場合には、平成●年●月●日雇児発●第●号社援発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第 1 号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第 1 号を地方厚生(支)局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第 2 号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成 13 年 11 月 30 日厚生労働省発雇児第 414 号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

様式第1号

主任児童委員の(指名・指名の解除※)について

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経歴 年数	都道府県・指定都市・中核市名		備考
						指名・指名の 解除を行う 年月日	指名・指名の解除を 行う理由	

※該当する方に○をしてください。

様式第2号

主任児童委員の指名を解除します

年 月 日

厚生労働大臣 氏 名

民生委員・児童委員 氏 名

印

共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-2 早期警戒制度</p> <p><u>組合は、共済契約者等の信託を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。所管行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用い、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組を促していく必要がある。</u></p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、「<u>早期是正措置</u>」に関する基準は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、<u>経済動向等も見極めつつ、平成25年3月期末決算から適用することを基本としている。</u></p> <p>このため、「<u>早期是正措置</u>」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>また、平成22年4月に施行される保険法（平成20年法律第56号）においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-2 早期警戒制度</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。当該基準は、平成20年4月に施行された改正生協法において新たに定められたものであり、厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て開始時期を考慮して定める予定としている。</p> <p>それまでの間、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、厚生労働大臣が支払能力の充実に関する基準を定める際には、あわせて当該基準に基づく「<u>早期是正措置</u>」に関する基準も定める予定としている。</p> <p>このため、「<u>早期是正措置</u>」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>(新設)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

改正後	現行
<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-2 共済募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容 <u>(注) 危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約が継続できない（共済期間の途中で終了する）場合がある旨の共済約款等の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 告知事項・告知書</p> <p>① <u>平成22年4月に施行される保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。</u></p> <p>② <u>告知書の様式は、共済契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。</u></p> <p>(10) 保険法対応 <u>平成22年4月に施行される保険法については、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(11) その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 支払能力の充実の状況に関する基準 生協法第50条の5により、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。組合によっては、これまで「ソルベンシー・マージン比率」という用語を用いてこれを算出し公表してきた経過があるが、<u>組合は、生命共済・損害共済を兼営している点で保険会社とは財務内容が異なっていることから、保険会社が算出する「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較することは利用者に誤解を与えるおそれがあり適当ではない。このため、今後、法に基づき算出された数値を組合が独自に公表・活用するに当たっては、次の点を指導するもの</u></p>	<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-2 共済募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容 (新設)</p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 支払能力の充実の状況に関する基準 生協法第50条の5により、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。<u>当該規定は、平成20年4月に施行された改正生協法において新たに定められたものであり、厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て開始時期を考慮して定める予定としている。組合によっては、これまで「ソルベンシー・マージン比率」という用語を用いてこれを算出し公表してきた経過があるが、今後、支払能力の充実に関して、組合が独自に算出した数値を公表・活用するに当たっては、次の点を指導するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>とする。</p> <p>ア ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用するとともに、当該数値が保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>④ 共済契約の締結の申込みがあったにもかかわらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、利用者の理解が得られるよう努めているか。</u></p> <p>II-3-6 利用者の保護等</p> <p>II-3-6-2 共済金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類・支払査定基準等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な共済金等請求手続の説明、共済金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。</p> <p><u>特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u></p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。</u></p> <p><u>(エ) 示談交渉サービスを行う場合には、共済契約者保護のみならず被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。</u></p> <p>(オ)～(コ) (略)</p> <p>(サ) 支払管理部門は、共済金等の支払い漏れが無く迅速な共済金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を</p>	<p>ア ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用するとともに、当該数値が<u>生協法に基づき算出された数値ではなく組合が独自に算出した数値である旨及び保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-3-6 利用者の保護等</p> <p>II-3-6-2 共済金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。</p> <p>(新設)</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 支払管理部門は、共済金等の支払い漏れが無く迅速な共済金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、<u>支払いに至るまでの所要</u></p>

改正後	現行
<p>要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、共済金受取人等から請求を受けてから支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。</p> <p>(シ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの用途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>例えば支払査定基準に基づき共済金等の算定を行っている場合に支払査定基準の内容に則して説明する等、利用者等の問い合わせに応じて共済金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、組合の支払査定額と当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被共済者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被共済者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療機関等に直接支払う場合、これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応に努めているか。</u></p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ <u>共済約款等に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に共済契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>日数の短縮を図るための方策を講じているか。</p> <p>(コ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払いまでに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの用途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>II-3-11 危機管理体制 II-3-11-1 意義</p> <p>近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制を構築し、危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定等を行う必要がある。</p> <p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大き</p>	<p>II-3-11 危機管理体制 II-3-11-1 意義</p> <p>近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておく必要がある。</p> <p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大き</p>

改正後	現行
<p>な影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。 (注) (略)</p> <p>II-3-11-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応 危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、<u>業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。 (参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等） ・ テロ・戦争 ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等） ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等） ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等） ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等） ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等） ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等） <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>業務継続計画においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。</u> 例えば、 ア <u>災害等に備えたコンピューターシステム、利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</u> イ <u>これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u> ウ <u>共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。</u> エ <u>業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>な影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。 (注) (略)</p> <p>II-3-11-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応 危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する<u>こととし、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。 (参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等） ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等） ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等） ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等） ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等） ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等） ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等） <p>③～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>

改正後	現行
<p>II-4 その他</p> <p>II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>III-2-7 支払余力比率の計算</p> <p><u>支払余力比率の事業報告書への記載は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成24年3月期末決算から義務付けることを基本としているが、当該比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</u></p> <p>(1) <u>資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。</u></p> <p>(2) <u>告示第4条の3第3項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、資本の部に計上される任意積立金のうちリスク対応財源以外のものの額を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p>(3) <u>告示第4条の5第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引について、適正な控除が行われているか。</u></p> <p>III-2-8 (略)</p>	<p>II-4 その他</p> <p>II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>(新設)</p> <p>III-2-7 (略)</p>

改正後	現行
<p>IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p><u>共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。</u></p> <p><u>組合から生協法第26条の3第1項又は第40条第5項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>なお、本件共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(2) 保険法対応</p> <p><u>平成22年4月に施行される保険法においては、共済契約に関する法制について、共済契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u></p> <p><u>当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。</u></p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。</p> <p><u>また、共済期間が1年を超える長期間の共済事業を実施する組合においては、共済期間中においても基礎率を見直すことを可能とする規定を設けたり、ALMを講じるなど、長期間の共済事業に対応する共済引受リスク及び資産運用リスクの管理態勢を整備すること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ ①のオ、カ及びクの共済事業にあつては10年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、キの共済事業にあつては5年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、ケからサまでの共済事業にあつては1年</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p>	<p>IV 共済共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。</p> <p>(新設)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ①のオ及びカの共済事業にあつては10年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、キからサまでの共済事業にあつては1年</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p>

改正後	現行
<p>・ 共済契約者及び被共済者は、組合員（生協法第12条第2項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。 ただし、①のオからサまでの共済事業にあつては、<u>原則として、被共済者を共済契約者と同一の者とする</u>こと。</p>	<p>・ 共済契約者及び被共済者は、組合員（生協法第12条第2項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。 ただし、①のオからサまでの共済事業にあつては、<u>被共済者を共済契約者と同一の者とする</u>こと。</p>
<p>IV-1-11 保険法対応</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうか留意して審査を行うこととする。 <u>なお、その際、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。</u></p> <p>(2) 共済事業規約の認可申請が行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。 <u>また、③については、解除権が濫用されることのないよう特に留意する。</u></p> <p>① 告知義務違反による解除</p> <p>ア <u>告知制度が共済契約者等からの自発的申告義務から組合が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた共済事業規約の規定となっているか。</u></p> <p>イ <u>組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、組合は共済契約を解除できないことを共済事業規約に明確に規定しているか。</u> <u>ただし、当該規定については、組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても共済契約者又は被共済者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。</u></p> <p>② 共済金給付の履行期</p> <p>ア <u>共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済事業規約に定めているか。</u></p> <p>イ <u>また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、共済商品の類型ごとに共済金給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。</u> <u>なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、共済金を請求した者に対し、共済金給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。</u></p> <p>ウ <u>共済金給付事由が発生し、共済契約者等から通知を受けた場合には、「II-3-6-2 共済金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、共済契約者等に対し、共済金等請求手続の明確な説明及び共済金等請求書類の迅速な交付が行われるような態</u></p>	

改正後	現行
<p>勢が整備されているか。</p> <p>③ 重大事由による解除</p> <p><u>重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、共済契約者等の故意による共済金給付事由の発生（保険法第30条第1号、第57条第1号及び第86条第1号）及び共済金受取人等の共済金給付請求の詐欺（同法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。</u></p>	

10 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

平成22年2月17日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について

I 会計関係

1. 決算関係書類関係

【1】改正の趣旨

- 平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）の改正に伴う消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「規則」という。）における会計関係の規定の整備は、生協の会計は原則として企業会計の基準に準拠するという考え方にに基づき、会社計算規則等に倣って行われた。
- 今般、企業会計基準委員会における新たな会計基準の策定等により、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日法務省令第7号）及び「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成21年4月20日法務省令第22号）が制定されたことに伴い、規則の改正を行うものとする。

【2】改正の概要

(1) 資産除去債務（規則第82条2項1号ヲ及び同項第2号ホの新設）

企業会計基準委員会において「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日企業会計基準第18号）が策定され、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した場合に負債として計上することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(2) たな卸資産及び工事損失引当金の表示（規則第84条の2の新設）

企業会計基準委員会において「工事契約に関する会計基準」（平成19年12月27日企業会計基準第15号）が策定され、同一の工事契約に関するたな卸資産と工事損失引当

金がともに計上されている場合には、貸借対照表上相殺して表示することが認められ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(3) 損益計算書の特別利益における負ののれん発生益の区分（規則第94条第7項の改正）

企業会計基準委員会において「企業結合に関する会計基準」が改正され（平成20年12月26日改正。企業会計基準第21号）、負ののれんは原則として特別利益に表示することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(4) 連結損益計算書の少数株主損益調整前当期剰余金の表示（規則第99条第1項第3号の新設）

企業会計基準委員会において「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日企業会計基準第22号）が策定され、連結損益計算書に少数株主損益調整前当期純利益を表示することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(5) 金融商品に関する注記（規則第109条第1項第8号及び第118条の2の新設）

企業会計基準委員会において「金融商品に関する会計基準」が改正され（平成20年3月10日改正。企業会計基準第10号）、注記の対象を有価証券及びデリバティブ取引から金融商品全般へ拡大する等の開示の充実が図られ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(6) 持分法損益等に関する注記（規則第109条第1項第9号及び第118条の3の新設）

会社計算規則が改正され、持分法損益等に関する注記については、関連会社がある場合には関連会社に対する投資の金額及び当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額等を注記する等の規定が新設された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(7) 継続組合の前提に関する注記（規則第111条の改正）

会社計算規則が改正され、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等があり、当該事象等を解消又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに注記を行うこととされた。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(8) 開示対象特別目的会社の概要等の注記（規則第113条第1項第1号ホの新設）

企業会計基準委員会において「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（平成19年3月29日企業会計基準適用指針第15号）が策定され、連結財務諸表の注記事項として開示対象特別目的会社の概要等が定められ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(9) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項（規則第113条第1項第4号の削除）

企業会計基準委員会において「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日企業会計基準第22号）が策定され、連結貸借対照表の作成にあたって子会社の資産及び負債を全面時価評価法により評価することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(10) その他形式的整備や表現ぶりの整理

2. 事業報告書関係

○ 改正の概要

- ・ 役員の兼職状況の開示（規則第125条第3号ハ及び第129条第2号の改正）並びに役員及び会計監査人の解任及び辞任に関する開示（規則第125条第3号ニ及び第126条第5号の改正）

事業報告書に係る規則の規定については、平成19年の法改正の際に、会社法施行規則等に倣って整備を行っている。今般、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日法務省令第7号）により、役員の兼職状況の開示並びに役員及び会計監査人の解任及び辞任に関する開示に係る会社法施行規則の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととする。

3. 公衆縦覧関係

○ 改正の概要

- ・ 継続組合の前提に関する事項の公衆縦覧（規則第209条第1項第7号の新設）
規則第111条に合わせて、公衆の縦覧に供する業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項として、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等を追加する。

4. 連結関係書類の行政庁への提出

○ 改正の概要

- ・ 連結関係書類の行政庁への提出（規則第248条第2項の新設）
平成19年の生協法改正の際の附則第14条により、法第92条の2第2項（連結関係書類

の行政庁への提出)の規定が平成21年4月1日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用されることに伴い、法第92条の2第2項において省令に委任されている事項を規定する。

Ⅱ 特定共済契約関係

【1】改正の趣旨

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号。以下「改正法」という。）により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）における金融商品取引契約に係る特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続について、
 - ① プロからアマへの移行の効果（改正前は1年）を、利用者の申出があるまで有効にする
 - ② アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに復帰することを可能とする等の見直しが行われた。
- 法第12条の3第2項においては、共済事業を行う組合の特定共済契約について金商法の規定を準用しており、規則は法の委任を受けてその詳細を規定していることから、以下の内容について改正を行う。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令、農業協同組合法施行規則、中小企業等協同組合法施行規則においても同様の改正を行っている。

【2】改正の概要

(1) プロからアマへの移行手続関係

① プロからアマへの移行の効果の期限日に関する規定の削除（第27条、第28条）

改正法では、プロからアマへの移行の効果について、改正前の規定では期限日まで有効（現行は1年間）とされているところ、改正後の規定では利用者の申出があるまで有効にすることとされ（法第12条の3において準用する金商法（以下「準用金商法」という。）第34条の2）、これに伴い、金商法の規定から期限日に係るものが削除された。

これを受けて、規則においても、期限日に係る規定を削除する。

② プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項（第30条の2）

準用金商法第34条の2第11項の委任を受けて、プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項について規定する。

③ 情報通信の技術を利用した同意の取得（第30条の3）

改正法では、プロへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の2第10項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面により、その申出をした利用者の同意を得なければならないこととされた（同法第34条の2第11項）。

また、書面による同意の取得に代えて、情報通信の技術であって厚生労働省令で定めるものを利用して同意を取得することができることとされたことから（同法第34条の2第12項）、この場合における情報通信の技術を利用して同意を取得する方法を規定する。

（2）アマからプロへの移行手続関係

① アマからプロへの移行申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項（第32条、第37条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設された（準用金商法第34条の3第10項、第34条の4第6項）。

これに伴い、アマからプロへの移行申出を承諾する場合において、申出をした利用者の同意を得るための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）として、アマからプロに移行した後にいつでもアマに復帰できる旨の記載事項を追加する。

② アマからプロになった利用者が更新申出するために必要な期間（第33条、第37条の2）

アマからプロに移行した利用者が、引き続きプロとして取り扱う旨の更新申出をする場合には、承諾日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過する日以後にしなければならないこととされたところ（準用金商法第34条の3第7項、第34条の4第6項）、承諾日から起算した期間を規定する。

③ アマへの復帰申出をした利用者に交付する書面の記載事項（第33条の2、第37条の3）

アマへの復帰申出をした利用者から同意を取得するための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）について規定する。

④ 情報通信の技術を利用した提供（第29条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の3第9項、第34条の4第6項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないこととされた（同法第34条の3第11項、第34条の4第6項）。

また、書面の交付に代えて、情報通信の技術であって厚生労働省令で定めるものを利用して利用者に提供することができることとされたことから（同法第34条の3第12項、第34条の4第6項）、この場合における情報通信の技術を利用して提供する方法を規定する。

（3）その他項が移動したこと等に対応するため所要の改正を行う。

Ⅲ 施行日等

(施行日)

この省令は、平成22年4月1日から施行する。

(決算関係書類及び連結決算関係書類に関する経過措置)

- 資産除去債務、たな卸資産及び工事損失引当金の表示、連結損益計算書の「少数株主損益調整前当期剰余金」の表示及び金融商品に関する注記

施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

- 持分法損益等に関する注記、開示対象特別目的会社の概要等の注記及び継続組合の前提に関する注記

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。

- 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

平成23年4月1日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類のうち、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする。

(事業報告書等に関する経過措置)

- 役員の新兼職状況等の開示並びに役員、会計監査人の解任及び辞任に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書については、適用しない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

- 継続組合の前提に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る業務及び財産の状況に関する説明書類については、適用しない。